

2016年度大阪府交渉 要求と回答の概要

<教育>

1. 障害児学校の現在の過大・過密を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために支援学校を建設してください。

①北河内地域、東大阪地域、南河内地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域、大阪市内地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校を緊急に設置してください。とりわけ、東大阪地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域への建設計画を早急に策定してください。

【基本回答】平成27年度に府立枚方支援学校、府立むらの高等支援学校、府立西浦支援学校が開校し、平成21年3月に策定した府立支援学校施設整備方針に基づく、府内4地域（豊能三島・北河内・中河内・泉北泉南）での新校整備が完了した。今年度、大阪市立特別支援学校12校を大阪府に移管したことを踏まえ、大阪府内全域の支援学校における知的障がい児童生徒数の推計をもとに、今後の在り方を検討していく。

【質疑】

○東大阪では全会一致で意見書も採択された。保護者との懇談の場を持ってほしい。

・PTA・学校長を通して要望をあげていただきたい。

○八尾・西浦支援学校の実情についてどのように把握しているのか。適正規模がどのくらいと考えているのか。東大阪市議会の意見書採択については承知しているのか。

・八尾支援学校は年々児童生徒数が増えており、環境整備について関係課と協議しつつ対応を進めている。西浦支援学校については開設当初から過大過密状況がありその中で教育支援の面で充実するよう環境整備をすすめている。平成4年に学校教育審議会が適正規模を150人から200人と示したが、それは当時の数字でありその後、吹田支援学校の建設等ハード面の整備と合わせ副校長の配置等ソフト面での対応も進めてきた。現時点では明確に適正規模を定めていないが300人程度と想定している。現在それを上回る規模となっている学校があることも事実であり、その対応が求められているものと考えている。東大阪市議会の動向について現在資料を持ち合わせていない。

○東大阪の関係者とこんだんを持っていただきたい。

○将来推計のスケジュールを明らかにしていただきたい。

・様々な条件・課題を把握しつつ検討を進めるということで、推計の方法や内容等を検討しているところであり、現時点でスケジュールが定まっているということではない。

○学校整備計画は含まれていないのか。

・様々な視点・ポイントがあるので様々な観点から検討するということだ。

②堺市内への希望者すべてを受け入れる高等部のある知的障害支援学校の建設計画を策定してください。また上神谷支援学校に高等部を設置するよう、堺市と協議するなど、堺地域への具体的な対策を早急に明らかにしてください。

【基本回答】堺・泉北地域の生徒数増加の状況を踏まえ、平成29年度から、堺市西区のうち堺市立上神谷支援学校・福泉中学校・鳳中学校の校区を、府立和泉支援学校高等部から府立泉北高等支援学校へ通学区域割を変更することとした。今年度、大阪市立特別支援学校12校を大阪府に移管したことを踏まえ、大阪府内全域の支援学校における知的障がい児童生徒数の推計をもとに、今後の在り方を検討していく。

【質疑】

○高等部の過密課題はこれからも進んでいく。政令市である堺市の中には、堺支援学校と泉北支援学校の2校しか整備されていない。西浦支援学校に通わないといけない状況は今も変わらない。

○西浦支援学校の整備にあたり堺支援学校との関係はどうなっているのか。パソコン等の備品整備はどうなっているのか。

・それぞれを比較して全く同一とすることは難しいが、不利にならないよう調整を行っている。

③泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある支援学校を建設してください。

【基本回答】現在、泉南地域の肢体不自由支援学校として岸和田支援学校を、北河内地域には交野支援学校を設置している。二つの地域における新たな肢体不自由支援学校建設については、現在のところ計画はない。

【質疑】

○北河内に肢体不自由児校を建設していただきたい。通学バスも長時間乗車となっている。

・在籍児童生徒数が微増であることから、新たな整備計画はないが、通学バスの長時間乗車等で児童や保護者の負担となっていることは認識している。各学校から状況を聞き取りながら通学時間の短縮に向けて努力しているところだ。

④交野支援学校四條畷校は、知的障害支援学校の分校ではなく本校として整備してください。そして、スプリンクラーの設置はもとより、空調設備・トイレの改修、給食の自校調理、直営バスの配置をおこなってください。

【基本回答】府立交野支援学校四條畷校については、平成21年3月に策定した府立支援学校施

設整備基本方針に基づき、新校が建設されるまでの児童生徒数の増加への対応として、仮校舎として整備開校したところ。昨年度府立枚方支援学校が開校したが、府立交野支援学校四條畷校については、府内の知的障害支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、当面分校として継続する。今後とも学校からの要望や児童生徒の実態を踏まえ、関係課とも連携し、教育活動に必要な教室の整備等に務め必要な対応をしていく。なお、給食の自校調理、直営バスの配置については予定していない。

【質疑】

○大阪府全体を見ても過密課題は解消されていない。仮の学校としていつまでも放置していることは問題だ。分校を本校として整備してしっかりと機能させていただきたい。

・交野支援学校四條畷校については府立知的障害支援学校の児童生徒増に対応するため、枚方支援学校が開校された後も引き続き分校として継続するが、恒久的に活用していくことは考えていない。昨年度児童数115名、今年度125名と微増であり、今後も分校としての対応を進めていく。府内全域を視野に入れて計画的に整備を図ってきたい。

⑤障害児学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。

【基本回答】 府立支援学校の通学区域割については、施設規模や通学バス乗車時間等を考慮しながら、市町村を超えて広域に設定している。平成30年度以降の通学区域割については、大阪市から移管した12校を含む府内の支援学校全体の状況を把握し、安全面や通学時間などをふまえた総合的な観点から検討する。

【質疑】

○通学区域割りの変更は一方的に行うのではなく、中学部への進学時等にあわせて通学者にも選択肢を与えていただきたい。

・福祉圏域を超えての通学区域の設定については、非常に難しい状況が生じていることについては認識している。通学区域の設定は広域的に設定しているので、全体の状況については大阪市も含めて全域を、再推計を行い検討していくこととしており、現状においてすぐに着手できるということではないが、改善に努めていきたい。

○堺市の子が大阪市の学校に通うことも想定しているのか。

・検討状況については明らかにできる段階ではない。

○在籍途中で転校への不安等が出されているかどうか。

・学校長から実情をお聞きし対応してまいりたい。

⑥児童生徒数の増加や校舎の老朽化などによる障

害児学校の教育環境整備を充実してください。

【基本回答】 府立支援学校においては、児童生徒数の増加に対応するために、これまでも分校開校や新校整備を始めとして、必要に応じて校舎の改築や耐震工事などによる教育環境の整備を行ってきたところ。今後も教育環境の整備については、学校長を通じご意見をお聞きし、必要な対応を行っていく。

⑦支援学校における児童生徒数の増加で、特別教室が普通教室に転用されたり、間仕切ったりすることがないように文部科学省に対し、特別支援学校の設置基準を策定するように要望してください。

【基本回答】 学校教育法施行規則第8章第118条において、「特別支援学校の設置基準及び特別支援学級の設備編成は、この章に規定するものの他別に定める」と規定されているが、現時点では設置基準は定められていない。一方、同施行規則第8章では、1学級の児童数や学級編制、教諭等の配置基準、教育課程等について一部示されている。また、文部科学省は、平成23年3月、特別支援学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部）を改訂し、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方を示している。大阪府では、これらを参考にしながら、府立支援学校の教育環境の整備に努めているところ。なお、文部科学省は、「特別支援学校については、対象とする障害種に応じた多様な施設設備が必要とされること、在籍する児童生徒の障害の状況や、地域の実情等も様々であること等から、各学校の状況に応じて、柔軟な対応が可能となるよう、設置にあたっての基準は、設けられていない」との見解を示しているところ。

⑧学校施設の耐震化や老朽校舎の大規模改修を早急に実施してください。

【基本回答】 府立学校施設の耐震化については、平成28年3月末現在で、すべての学校の耐震化を達成した。また昨年度から、体育館等の吊り天井や、照明器具等の非構造部材の耐震化工事にも取り組んでいます。築年数が古く老朽化が進んでいる学校については、計画的に屋上防水や、外壁等を改修する、大規模改修工事を順次行っている。

⑨同一敷地内に2つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。

【基本回答】 高等支援学校を同一敷地内に併設する支援学校においては、選抜実施日の2日間を休みとしているが、これは、高等支援学校の入学者選抜を静謐かつ公正な環境で実施するためのものであり、ご理解願いたい。

2. 聴覚障害・病弱教育を充実してください。

①聴覚障害児教育

ア) だいせん聴覚高等支援学校については以下のことに留意して進めてください。また、大阪府北部地域にも聴覚高等支援学校を設置してください。

i) 通学負担を軽減するため、通学用バス運行など通学条件の改善をはかってください。

【文書回答】 だいせん聴覚高等支援学校は、「自ら学び自ら変わることで社会に貢献する。」ことを教育目標の一つとして掲げています。確実な進路支援を行うためにも、通勤時の公共交通機関の利用や遅刻しない習慣など、社会人として必要な力を日常的に身に付けていくことも重要であると考えており、通学バスの配置等については予定していません。

ii) 「大阪市教育委員会との確認書」を踏まえ、通学が困難な生徒に関しては、大阪府立中央聴覚特別支援学校への入学を含め、同等の教育権を保障してください。

【文書回答】 通学が困難な生徒につきましては、障がいの状況や本人及び保護者のニーズをふまえ、府教育委員会として適切な対応をまいります。なお、大阪府北部地域における聴覚高等支援学校の設置の予定はありません。

イ) 聴覚支援(ろう)学校における3歳未満児対象の早期教育を府として制度化してください。現在行われている2校の教育相談・支援サービスの質が低下することのないよう定数加配および教育予算を増やしてください。

【文書回答】 学校教育法第26条に「幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」と規定されています。聴覚支援学校において大阪府独自の制度化を行うことは困難ですので、御理解願います。なお、早期教育相談(聴力や補聴器、子育ての悩み、コミュニケーションの方法やことば・学習面等)については、これまでと同様に実施いたします。今後とも、聴覚障がい教育のセンター的役割として、地域と連携しながら、乳幼児の支援にも対応してまいります。また、教員の配置については、今後とも法令の趣旨や児童生徒の障がいの状況等を勘案し、適切に行ってまいります。

②病弱児教育／引き続き入院していない病気療養児を含め、府内すべての病弱児に対する教育保障を充実してください。とりわけ、地元校に在籍している慢性疾患等で登校できていない児童生徒で、保護者が訪問教育を希望し、主治医により病気療養が必要と判断された場合には、速やかに病弱支援学校に籍を移し訪問教育が保障できるようにしてください。

【文書回答】 病気である児童生徒に対する教育は、学習の空白をなくし、治療にも効果のある重要なことであると認識しております。病弱教育に関しては、刀根山支援学校、羽曳野支援学校、光陽支援学校本校3校と12分教室にて入院してい

る児童生徒に対して教育を行うとともに、病弱教育機関を院内に持たない病院に入院中の学齢児童生徒、あるいは府立病弱支援学校に在籍しており、退院後に引き続き、前籍校への復帰に向けて自宅療養中の学齢児童生徒に対し、主治医の判断等を参考に、必要に応じて訪問教育を実施しています。病弱教育の制度上、小中学校に在籍し、慢性疾患等で登校できていない児童生徒を病弱支援学校に籍を移して訪問教育を行うことは困難ですが、在籍している学校が家庭訪問を行うなど、当該児童生徒の病状や教育的ニーズをふまえた指導・支援の充実に努めていると認識しております。今後とも、個々の状況を確認しながら、学習に空白期間が生じないように、病院等の理解と協力を得ながら病弱教育の充実に努力してまいりたいと存じます。

3. 後期中等教育を拡充してください。

①支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。また、たまがわタイプ的高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。

【基本回答】 支援学校高等部卒業時の就職者数と就職率は以下の通り。平成24年度234人(24・33%)。平成25年度239人(25・1%)。平成26年度258人(25・6%)。また、たまがわ高等支援学校及び、とりかい高等支援学校(いずれも共生推進教室を含む)卒業時の就職者数と就職率は以下の通り。たまがわ高等支援学校、平成27年度卒業生就職率88・6%。とりかい高等支援学校、平成27年度卒業生就職率73・7%。離職した場合は、各支援学校において、居住地のハローワークや、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、再就職に向けてのアフターフォローを行っている。

【質疑】

○職場ではどのような環境の下で働いているのか等、教育委員会としてもしっかり把握してほしい。
・ネットワーク構築に向けて努力していきたい。

②高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめるために、

ア) 府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善する等、必要な施策を講じてください。

【文書回答】 (高等学校課) 府教育庁としましては、平成26年度より全ての府立高校において、入学時に生徒、保護者の協力のもと「高校生活支援カード」を作成し、障がい等により配慮を要する生徒への適切な支援のために、状況を把握する取組みをはじめしております。今後とも、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりを推進するとともに、個々の生徒の障がいの状況を的確に把握しつつ、学校生活を送る上で支障が生ずることがないように、必要に応じて施設設備の整備や支援機器の拡充を

行い、非常勤講師や、平成23年度からスタートした「障がいのある生徒の高校生活支援事業」による臨床心理士や介助員等の支援を継続してまいります。

（施設財務課）施設設備の整備につきましては、引続き学校からの要望や生徒の実態を踏まえ関係課とも連携し、必要な対応をしております。

イ) すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害を持つ生徒が安全・安心に高校生活を送れるよう施設設備を充実してください。

【文書回答】 府立高校におけるバリアフリー化につきましては、障がいのある生徒が学習活動に支障をきたすことのないよう、福祉のまちづくり条例に基づき、エレベーターをはじめ、多目的（障がい者用）トイレや階段手すりの設置、スロープによる学校内の段差の解消等について、計画的に整備を進めているところです。

ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などの導入をはじめ、通級指導教室の設置を行なってください。

【基本回答】 府立高校に在籍する障害のある生徒に対する支援については、平成23年度より「障害のある生徒の高校生活支援事業」をスタートさせ、すべての府立高校に対してスクールカウンセラーを配置し、必要な生徒が在籍する高校に介助員や学習支援員を措置するなど、障害のある生徒に対する支援の拡充をはかっているところ。専門家による巡回相談等の支援については、支援学校のセンター的機能の活用とあわせて、平成21年度から設置した、医師や臨床心理士などからなる専門家チームの活用にも努めている。さらに、平成24年度から実施している「高等学校支援教育力充実事業」において、自立支援推進校・共生推進校のうち4校の支援教育サポート校が中心となり、府立高校からの相談に応じるなど、相談体制の整備を一層進めているところ。また、通級指導教室の設置については、国の動向を見据えながら、関係課が連携しながら検討していく。

③支援学校高等部に希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。

④福祉事業型専攻科の実態を府教委として把握し、専攻科の設置を含めた移行期の支援教育のあり方について研究してください。

【基本回答】 平成20年7月1日の大阪府学校教育審議会の答申や、平成24年策定の第4次大阪府障害者計画、また平成25年5月策定の大阪府教育振興基本計画において「障害のある子どもの自立と社会参加の促進に向け支援体制を充実します」と示している。支援学校の高等部では、生徒の障害の状況を踏まえるのは勿論のこと、一人一人のニーズに応じて各教科等で学びを深めると共に、社会人としての生活習慣や職業意識の確立、

職業体験実習を始めとした実践的な職業教育の充実など、自立に向けたとりくみに努めているところ。さらに、障害のある生徒の社会参加と自立を実現するため、卒業後を見すえ、関係部局や関係機関、経済団体等と連携し地域におけるネットワークの構築を図りながら、実習先・就労先の開拓、卒業生や障害者雇用をすすめる企業への支援体制の整備を進めている。なお、視覚支援学校・聴覚支援学校以外の府立支援学校に専攻科を設置する予定は無い。今後とも一人一人のニーズに応じて支援学校高等部生徒の自立をめざす教育の充実を図っていく。

○専攻科の設置はまったく考えていないのか。

・専攻科を求める全国的な大きな流れがあるというわけではない。公教育だけで見ていくのではなく、社会教育もふくめ地域の社会資源とどのように連携していくかが課題となっているものと考えている。

○選択肢を広げていただきたい

・高等部段階での生徒たちの学びの場が広がってきている。高校の中にも自立支援コースがあり共生推進教室もある。その先、専門学校・大学で学んでいる生徒もいる。小学部段階から様々な学びの場が広がっている。

○韓国では専攻科を設置している。福祉事業を活用した学びの場が35カ所まで広がっている。そのような実態を把握しつつ設置について検討していただきたい。自分の進路を自分で選べるような機会を保障していただきたい。

⑤知的障害支援学校高等部における職業教育偏重の押し付けをしないでください。

【文書回答】 平成20年7月1日の大阪府学校教育審議会の答申や、平成24年策定の「第4次大阪府障がい者計画」、また平成25年5月策定の「大阪府教育振興基本計画」において、障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、支援体制を充実します、と示しています。支援学校の高等部では、生徒の障がいの状況をふまえるのはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに応じて、各教科等で学びを深めるとともに、社会人としての生活習慣や職業意識の確立、職業体験実習をはじめとした実践的な職業教育の充実など、自立に向けた取組みに努めているところです。さらに、障がいのある生徒の社会参加と自立を実現するため、卒業後を見すえ、関係部局や関係機関、経済団体等と連携し、地域におけるネットワークの構築を図りながら、実習先・就労先の開拓、卒業生や障がい者雇用を進める企業への支援体制の整備を進めております。なお、視覚支援学校、聴覚支援学校以外の府立支援学校に専攻科を設置する予定はございません。今後とも一人ひとりのニーズに応じて、支援学校高等部生徒の自立をめざす教育の充実を図ってまいります。

4. 適正な教職員配置を行い、障害や児童・生徒

の実態に即した、手厚い教育を行ってください。
①標準法は最低基準であるという認識に立ち、標準法を下回っている学校については早急に改善するとともに、標準法を見直し、児童生徒の実態に見合った教職員の増員をしてください。引き続き国に標準法改善を強く働きかけるとともに、当面、府独自で幼・小・中学部の教職員定数の乗数を、学校入学期に鑑み、幼稚部・小学部は学級数にかかわらず学級数×2に、中学部は5学級以上の場合にも学級数×2にしてください。とりわけ国の定数改善への働きかけの具体的内容を以下のとおり行ってください。

ア) 重複学級については、「重度・重複学級」と改め、3人を標準として情緒障害などや医療的ケア必要児の位置づけなどを考慮して対象児の規定を設け、学級編制を行ってください。

イ) 幼稚部については、4、5歳児学級を1学級5名編制とし、3歳児学級を1学級3名編制としてください。

【基本回答】 学級編成にあたっては、年度ごとに学校長を通じて学校の事情等を聴取することにより、適切に行ってきた。重複障害学級の対象幼児・児童・生徒に関しては、法令の趣旨や、幼児・児童・生徒の障害の状況等を勘案し、法令に定める重複障害はもとより、行動的側面などを含め、総合的に配慮できるように努めてまいりたいと考えている。

ウ) センターの機能を担う教員定数を当面学校あたり複数配置としてください。

【基本回答】 リーディングスタッフの活動を支援するために、平成28年度は府立支援学校43校1分校に配置数に応じ、週5～7時間の非常勤講師を配置している。リーディングスタッフについては、国に対しても標準法定数内での配置を強く要望している。

エ) 養護教諭を幼稚部にも配置するなど学部ごとに配置してください。

【基本回答】 養護教諭の配置については、これまでも国の定数を活用し、各学校の実情を考慮しながら複数配置に努めてきたところ。平成28年度から、新たに府立学校となった旧大阪市立特別支援学校においても、児童生徒数などを考慮し複数配置としているので、財政状況が厳しい中、さらなる府の単独事業としての養護教諭の増員については困難である。

オ) 1学級あたりの教員配置の乗数（規模別定数配置）を改善してください。

【基本回答】 支援学校の教職員配置については、法令に基づき各学校の学級数等に応じて配置するほか、障害の重度・重複化への対応や、障害の種別に応じた訓練指導、生徒指導および進路指導などの課題に対応するという観点から、各校の実情や取り組みに応じて国の定数を活用し、加配を行

っているところ。今後とも支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で適正な教員配置に努めてまいりたい。

【質疑】

○乗数の取り方に問題があるのではないか。規模が大きいかほど教職員の必要配置数が減少している状況がある。学校が建たないから規模が大きくなる。

・標準法の作成根拠は文部科学省が立てている。それ以外の加配では規模に応じた増減はない。標準法上はクラス数を基礎として、それ以外の加配は主に学校規模・生徒数等の個々の実情を基礎としている。

カ) 障害のある教職員のための職務補助制度を確立し、ヒューマンアシスタントを配置してください。

【基本回答】 障害を有する教職員が勤務する学校においては、校長を通じて当該教職員の状況やニーズを把握していただくと共に、校内の協力態勢の確保等、ご対応いただいているところ。きわめて厳しい財政状況のもと、府の単独事業としてご要望の職務補助制度を確立することは、困難であると考えているが、今後とも当該教職員にその能力を十分発揮していただけるよう努めてまいりたい。

【質疑】

○学校の努力だけにゆだねることは困難。具体的にどのような手立てを考えているのか。

・個別の状況をお聞きする機会を毎年2回設けており、その中で支援や対応の方法について検討をお願いしている。

②期限付講師をはじめとする臨時教職員による配置を改め、正規の教職員による配置をすすめてください。

【基本回答】 新規採用者数は、児童生徒数や教職員の退職者数、再任用教職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、専門性の維持や、教育課題への対応に配慮しながら毎年度決定し、正規教員の確保に努めているところ。平成25年3月に策定した教職員数管理目標において、新規採用者数を確保しつつ、講師数を増加から減少に転じるよう、10年間の教員採用の方針を示したところ。この管理目標に沿って、今後も正規職員の確保に努めていく。

【質疑】

○大阪市立特別支援学校が府移管となったことを受けて管理目標を修正することはないのか。

・現時点において支援学校だけの管理目標を修正する予定はない。おっしゃるように管理目標策定時から「分母」が大きく変わったことから、見直しが必要かどうかについてはみなさんのご意見をいただきながら検討してまいりたい。

○旧大阪市立特別支援学校の過去の講師比率はど

うなっているのか。

・大阪市から数字をいただいていない。

○率も人数も減らしていく視点が重要だ。

・定数内講師を減らす手法は、正規教員を新規採用で増やすしかない。質の確保の観点から一定の倍率は確保しないとイケない。生徒数の伸びに応じて採用数を確保するために受験者数を増やしていくよう努力している。

○府立高校の講師比率はどうなっているのか。

・支援学校と高等学校とを比較した場合高等学校の方が講師比率は低い。少子化の中で支援学校在籍者数が増えていることが要因となっている。児童数・生徒数の変動が教師数に反映するため、より精緻な児童生徒数の推計を進めていただくことも含め、講師率を減らすよう努力していきたい。

○枚方支援学校では講師率が50%を超えていると聞いている。また、家庭科の教諭が一人しかいない。せっかく新しくできた学校なので、適正な運営が確保できるよう教職員の適正配置に努めていただきたい。

③大阪府として養護教諭を学部ごとに配置してください。

【文書回答】 養護教諭の配置につきましては、これまで、国の定数を活用し、各学校の実情を考慮しながら、複数配置に努めてきたところです。平成28年度から新たに府立学校となった、旧市立特別支援学校においても、児童生徒数などを考慮し、複数配置としておりますので、財政状況が厳しい中、さらなる府の単独事業としての養護教諭の増員については、困難です。

④大阪府として新たに地域支援のため教員定数枠を設けてください。当面「障害児教育支援整備事業費」（リーディングスタッフの活動保障）の増額をしてください。

【文書回答】 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行う支援教育を進めていくために、小・中学校等や府立支援学校における校内支援体制の整備はもとより、府内8ブロックにおいて、府立支援学校と市町村教育委員会等が連携し、府が養成したリーディングスタッフを活用して、障がいの重度・重複化、多様化による教職員や保護者の様々なニーズに対応できる地域支援体制の整備を図っています。リーディングスタッフが地域支援などの活動を円滑に行えるよう、平成18年度からその活動時間の一部を支援する非常勤講師の配置を行っており、平成28年度は、府立支援学校43校1分校に、配置数に応じ週6～7時間の非常勤講師を配置しています。リーディングスタッフについては、国に対しても標準法定数内での配置を強く要望しているところであり、今後とも、活動状況等を見極めながら内容の充実を図ってまいります。地域支援のために、新たに府独自の定数枠を設けることについては、今のところ

予定しておりません。

⑤聴覚障害の教職員を採用してください。そして聴覚支援（ろう）学校幼稚部にも聴覚障害の教員を採用、配置してください。教員免許法の改定により聴覚障害（ろう）児教育の専門性が損なわれないよう、必要な措置を講じてください。また、聴覚障害の教職員の採用の際には、教職員との情報伝達手段の確立のための合理的配慮を行ってください。

【基本回答】 障害者の雇用の促進等に関する法律の主旨を踏まえ、平成14年度教員採用選考テスト（平成13年度実施）から、身体障害者を対象とする選考区分を設けると共に、採用試験において、聴覚障害をはじめ障害のある受験者に対し、受験上の様々な配慮を行なっているところ。平成28年度は、身体障害者を対象とする選考区分において1名の聴覚障害のある教員を採用した。今後とも障害のある方々に幅広く受験していただく中で、教員としての適性を有する方を採用していきたいと考えている。なお、障害を有する教職員が勤務する学校においては、校長を通じて当該教職員の状況やニーズを把握していただくと共に、校内の協力体制の確保等ご対応頂いているところ。また、各学校への配置については、適正な教員配置になるよう努めてまいりたい。事務職員についても、知事部局と共同で、身体障害者を対象とした選考を実施し、身体障害者の雇用の促進に努めているところ。技術職員については、その業務のアウトソーシングを行うことにより、退職後を補充せず、定数の削減を行うこととしており、今後ともいっそう適正な定数管理に努めてまいりたい。

【質疑】

○聴覚障害を有する教職員が聴覚支援学校も含めて何名勤務しているのか。

・現在人数についての資料を持ち合わせていないので後日調べて回答する。

○現在40人以上の聴覚障害教員がいることを把握している。これら教員への配慮措置をきちんと行ってほしい。校内での努力だけでは限界がある。

・支援教育課で行っている合理的配慮としては、研修受講、教科書採択選定会議、高等学校支援選抜の説明会に手話通訳を配置した。

⑥聴覚障害（ろう）児が安心して、心開いて相談できるように、同じ聴覚障害者のスクールカウンセラーを聴覚障害（ろう）児学校に配置してください。なお、配置されている学校においては、配置の時期・回数を充実してください。

【文書回答】 児童生徒の障がいの重度重複化や多様化に対応するため、専門性を持った理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、臨床心理士を特別非常勤講師として派遣する「福祉医療関係人材活用事業」を平成18年度から実施しております。平成28年度は、府立支援学校46校（分校含む）中41校に、PT、OT、ST、

臨床心理士を学校の希望に応じて派遣しています。聴覚支援学校から臨床心理士等の希望があった場合は、引き続き、学校からの要請に応じて適切に対応してまいります。

5. 障害児学校の学級編制を適正におこなってください。

①重複障害学級の対象について、学校教育法施行令22条の3に含まれない「常時介護を必要とする」情緒障害を合わせもつ知的障害の児童生徒についても措置してください。

②生活指導をはじめとする指導の困難な知的・発達障害等の児童生徒に対する教員配置を行ってください。

【基本回答】 学級編制については、学校教育法施行規則及び、「公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律」（標準法）等に基づき、実施している。重複障害学級の対象となる児童生徒の認定については、法令の主旨や、児童生徒の障害の状況等を勘案し適切に行っている。また、行動的側面から常時配慮を要する児童・生徒等については学校の状況を聴取し、学級編制に配慮ができるよう努めてまいりたいと考えている。

③各校が児童生徒の実態に基づいて申請する学級数、資料を尊重し、実態に見合った学級認定を行ってください。

【文書回答】 学級認定については、毎年度10月、2月に学級編制ヒアリングを行い、各校が申請する学級数や資料を考慮し、適正に学級認定を行っております。今後とも、学校の状況を十分把握したうえで、実態に見合った学級認定に努めてまいります。

④標準法に基づく学科、学年制を原則とした学級編成を行い、児童生徒数が1名であっても学級を認可してください。一般学級において複数の学年、学級をまたがった学級編成（いわゆる「くくり」）を行わないでください。また、幼稚部・高等部の重複学級と訪問学級についても、複数学年で3人を超える児童、生徒数を一律に学級編成基準の「3人」で除算する方法を直ちに改めてください。

【文書回答】 学級編制につきましては、学校教育法施行規則及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）等に基づき実施しています。公立の特別支援学校の小・中学部は、標準法において1学級は6人、重複学級は3人を標準として都道府県の教育委員会が定めるとあり、高等部に関しては「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律」において1学級8人、重複学級3人を標準とするとあります。重複学級については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」第1条に基づき、小学部又は中学部の重複障がい学級に編制する2以上の学年の

児童又は生徒の数の合計数が3人以下である場合に1学級に編制しております。また、一般学級につきましても、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条に基づき、「児童又は生徒が著しく少ない」場合に1学級に編制しています。今後とも、学校の状況を十分把握したうえで、適切な学級編制に努めてまいります。

6. 障害児学校教員の特別支援教育免許状所有率を、全国平均並に引き上げる措置を講じてください。

【文書回答】 府教育委員会といたしましても、特別支援学校教諭免許状の保有率向上は、教員の専門性向上を図る上で重要であると認識しています。毎年、夏季休業中に、特別支援教育職員免許法認定講習を実施しており、小・中学校、高等学校、支援学校の教員あわせて、のべ1700人程度が免許取得に必要な単位を修得しています。平成26年度からは、視覚障がい分野と聴覚障がい分野の4科目で計160人受講定員を増やすなど、受講枠の拡大にもつとめています。また、平成27年度は、大阪大谷大学が開講する認定講習に協力をし、3科目でのべ260人の府立支援学校教員が免許取得に必要な単位を修得するなど、単位修得の機会を更に拡大しました。あわせて、平成27年度教員採用選考テスト（平成26年度実施）から、「特別支援学校」の幼稚部、小学部において特別支援学校教諭免許状の所有を受験資格としています。また、「中学校・中学部」「高校・高等部」の受験者で、特別支援学校を志望し、特別支援学校教諭免許状を有する方に得点を加点しています。特別支援学校教諭の普通免許状を所有していない場合でも、「中学校、中学部」、「高校、高等部」にあつては、特別支援学校を志望し、受験することができましたが、平成29年度教員採用選考テスト（平成28年度実施）からは、このような場合において、特別支援学校中学部又は高等部に配属された者で、特別支援学校教諭の普通免許状を有していないものについては、採用後3年以内に免許状を取得させることとしました。今後も特別支援学校教諭免許状の保有率向上につとめてまいります。

7. 人事異動は公正・適正に行ってください。

①府立支援学校の教員の人事異動に関しては、本人の希望を尊重するとともに、教育の専門性、継続性を確保したうえで行ってください。

②府立学校教員人事取扱要領および学校教職員人事取扱要領における異動の対象「4年以上」基準をただちに撤回してください。

③府立学校教員人事取扱要領における異動の方法の②「新規採用者については、原則4年で異動を図る。（ただし最長6年まで）」の項目をただちに削除してください。

④当面、府立障害児学校における教員・教職員人事について、府教委の「人事異動方針」を「凍結」

してください。

⑤人事異動問題については、父母・教職員の意見や要望を十分に聞いて、施策を示してください。

⑥本人希望と納得にもとづく人事異動、公正で民主的な人事異動を実現してください。

⑦学校運営や教育活動に支障をきたす強制異動を断じて行わないでください。各学校がもつ特殊性、教育の専門性を考慮し、各学校の学校運営や教育計画を尊重してください。

⑧各学校の実情に見合った教職員の配置を行ってください。特に職場の年齢構成や男女比、教科・免許、経験、学校の教育計画などを充分考慮し、校長具申を踏まえた配置を行ってください。

【基本回答】 教職員の異動については、府立学校教員人事取扱要領及び、学校教職員人事取扱要領に基づいて行っている。平成26年度当初人事より府立学校教員人事取扱要領を改訂し、新規採用後1校目の教員については、「原則6年までに計画的に異動をはかる。ただし、いくつかの条件に該当し、教育委員会が必要かつ相当と認める場合は、6年を超えて在籍させることがある」としている。なお、異動については、「専門性等を考慮する」と、人事取扱要領にも示している。教職員の人事異動については、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるため、計画的に行うとともに、各学校における専門性等についても配慮しながら、適切に対処してまいりたい。人事異動をすすめるにあたっては、特に支援教育における専門性等をふまえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、人事に関する調書、ヒアリング等を通じ、本人の通勤事情等個々の事情についてもできる限り把握したうえで、校長の具申をもとに、適切に行ってまいりたい。学校の状況については、校長とのヒアリングを通して、十分に聴取し、各学校の実情に応じた、計画的な人事異動を、適切に実施してまいりたい。

【質疑】

○6年、4年という基準は短すぎるのではないか。地域の実情を知っていく上でも、府立学校をひとつくりにするのではなく、支援学校ならではの状況を考慮していただきたい。

・人事取扱要領については、府下全域の府立学校に適用されるものであり、支援学校だけを取り出すということは考えていない。人事取扱要領を文言通り一律に取り扱っているのではなく、各学校の実情や学校長の学校運営ビジョン等に基づき運用している。

○支援学校の教員免許の所持率はどうなっているのか。採用や養成にもかかわる問題であり、文科省は当面の措置として免許がなくても採用が可能としているが、人事配置の面でも専門性を尊重する立場から検討の対象としているのか。

・免許所持率については支援教育課が確認し把握しているもので手元資料はない。認定講習を毎年開講するなど免許所持率の向上に努めている。平成27年の教員採用選考からは小学部受験の要件

に免許所有を条件とした。平成29年度からは特別支援学校中学部高等部の採用においては選考時に3年以内に免許を所持することを条件としている。人事面でも免許所持についても移動に際しての検討の要件としている。

○学校長も移動があることなどから、よりどころが学校長だけになると学校の状況が正しく把握できるがどうか疑問だ。

○支援学校を選んだのは小学部からの一貫性を求めていることだったが、四條畷校への転向を余儀なくされた。入学から卒業までしっかりと見届けてもらえるような教職員の配置を進めてほしい。

⑨聾学校(聴覚特別支援学校)に、手話のできる教員(手話の技能に優れ聴覚障害者と障害への理解のある教員、または聴覚障がいのある教員)を配置してください。大阪府が準備している手話言語条例(仮称)の制定を前に、ろう教育の第一線を担うべき聾学校(聴覚支援学校)内でのコミュニケーションの障壁を早急に取り除いてください。

【基本回答】 府立学校の教員人事は、府立学校人事取扱要領にもとづき、校長具申をもとに、教員の専門性等を考慮して行っている。

加えて、大阪府教育委員会特別支援学校教育職員免許法認定講習を、大阪市教育委員会・堺市教育委員会と共催で開催しているところ。聴覚障害者に関する教育の領域では、聴覚障害者の心理・生理・病理と、聴覚障害教育課程と指導法を、毎年度開講している。受講希望が多いことを受け、平成25年度まで各科目80人であった定員を、平成26年度からは120人に増やした。今後とも、認定講習等を通じて、聴覚支援学校の教員の専門性を向上するとりくみを進めていく。

【質疑】

○研修の対象者は？

・教育職員認定講習のうち、「教育課程指導法」は指導方法を、「心理・生理・病理についての認定講習」については、3歳児から高等部までのそれぞれの段階でどのような配慮が必要なのかを学んでいる。大阪府内の公立学校教員を対象としている。受講対象者を教員としているのは、教員にできるだけ早く専門的な知識を持っていただくための措置だ。事務職員等については対象としていない。

○人事取扱要領の転勤規定について見直す必要があるのではないか。手話のできる教員が長く聴覚支援学校に勤務できるようにしてほしい。

・これまでから人事取扱要領に基づき校長具申をもとに実施している。

○手話を言語として認める等の動きの中で聾教育における手話をどのように考えているのか。今後は大阪府教育委員会の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程及び要綱」に基づきしっかりと答えていただきたい。

8. 安全・安心で適正な通学時間・通学距離を保障

してください。

①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行をしてください。

【基本回答】 通学バスの民間委託化については、昭和53年度以降の増車分は、全車民間委託で対応しており、直営バスと同等の成果をあげていることや、他府県における実施状況からも、十分対応できると判断し、平成8年度から直営バス乗務員の退職にあわせて、順次委託化をすすめることとしており、平成12年度から、競争入札を実施している。また、日頃から各学校において、乗務員やバス会社との情報共有をより密にするとともに、必要な連絡事項は、各学校の校長や支援教育課から、バス会社を通じて乗務員に伝達し、連携をはかりながら、安全・安心な通学バス運行に努めている。

【質疑】

○摂津支援学校に通っている。小型バスでは添乗員が一人で、乗車している高校生がトイレを我慢できず失禁してしまうこともある。

・各学校の具体的な状況をお聞かせいただきながら、60分を超える長時間乗車の解消に努めてまいりたい。

○バスの増車等で対応するということか。

・増車については各学校の状況をお聞きしながら検討させていただきたい。

○摂津支援の状況についてあらためて調べていただきたい

・了解した

②適正規模の障害児学校を各地域に建設するとともに、スクールバスを増車し、自宅から40分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に60分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が1時間以上かかるコースのバスにはトイレを設置してください。

【基本回答】 平成21年3月に策定した、府立支援学校施設整備基本方針にもとづいた、府内4地域での新校整備は、平成26年度末を持って完了した。通学バスの増車については、新校整備や在籍者数増に伴う乗車人数増加に対応するため、平成26年度は5校で5台、平成27年度は8校で9台、今年度は大阪市から移管した支援学校を含め10校で11台を増車した。今後とも通学バスの増車や、効率的なコース編成等により、長時間乗車による児童・生徒の負担軽減に向けとりくんでいく。なお、トイレ付の車両の導入は予定していない。

【質疑】

○肢体不自由校の通学バスの長時間乗車についてはほとんど解決されていない。早急な解決が必要だが府教委としての認識はどうか。

・長時間通学について目標として60分を超えないよう努力してまいりたい。

③医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に通学できるようにしてください。

【基本回答】 通学バス乗車中に医療的ケアを実施することは、たとえ看護師など医療行為を行えるスタッフが同乗したとしても、不安定なバスの車内では、適切に対応することは困難である。また、通勤・通学時間帯に通学バスを停車させると、道路の渋滞を招きやすく、路上にバスを駐停車することも、困難な状況である。児童・生徒の命に直接関わることなのでご理解いただきたい。また、文部科学省も、バス乗車中は、日常と異なる場所での対応となり、「より慎重に対応すべき」と示している。なお、通学バス乗車中に、医療的ケアを行う必要の無い場合や、自己管理ができる等の場合については、個別の状況を学校が慎重に検討した上で乗車しているケースもある。

【質疑】

○大変な思いをして保護者が自分の子どもの通学を保障している。

・通学バスについては保護者の方にご協力をいただいている。

○大阪市立特別支援学校では一昨年から医療的ケアのために通学バスに乘れない児童を対象に週3回タクシー通学を実施していた。その際学校看護師が付き添っていたが、本年4月の大阪府移管後は看護師の同乗は「副業」にあたるとして実施できなくなり、学校看護師とは別の看護師を自分で見つけてきて乗車してもらわなければならなくなった。

・個別の事案なので改めて調べた上対応していきたい。

④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。

【文書回答】 通学バスの経路設定にあたっては、乗車時間の短縮をかんがみ、幹線運行を原則とし、児童生徒の在籍状況や保護者のご意見を参考にしながら、毎年運行計画を見直しています。なお、バスの大きさについては更新時や増車時等に学校の要望を踏まえ、対応しております。今後とも通学バスの円滑かつ安全な運行に努めてまいります。

9. より豊かで安全な学校給食を子どもたちに保障してください。

①障害児学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。

【基本回答】 府立支援学校における給食調理業務については、在籍する児童生徒の障害の重度化・重複化に伴い、その内容も多様化している状況にある。これらに、より適切に対応するため、障害の状況に応じた段階食・きざみ食・ペースト食などや、多様なメニューの提供が行えるよう、調理時に集中的な人員配置を行うなど、柔軟な体制をとり、効果的・効率的な運営を行うことが必要であり、学校給食の充実をはかるためにも、民間の活力を導入していきたいと考えている。なお、

府立支援学校の給食調理業務の民間委託化にあたっては、おいしさや、安全面・安心面はもとより、委託業者に対して、衛生管理の徹底及び障害者理解のための研修を十分に行い、安全かつ効果的な運営が行われるようつとめている。また、現在民間委託が行われている支援学校においては、学校からの要請に応じて、適宜委託業者と話し合いの場をもつなど、学校給食の充実につとめているところ。

【質疑】

○交野支援学校四条畷校は自校調理ができていない。早急に事項調理を実施していただきたい。

・同校は「当面の措置」として開設していることから、今後の在り方についての全体の方針の中で検討していただきたい。

②障害児学校の父母・教職員・関係者に対して、府教委の責任で十分な説明を行ってください。

【基本回答】 保護者の皆様への説明会については、学校長より依頼された場合など、適宜開催させて頂いているところ。

③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備してください。

【文書回答】 府立支援学校の厨房の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しております。府の財政状況は依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

10. 医療的ケアが必要な子どもたちの教育保障を充実してください。

①医療的ケアが必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる障害児学校においては、府独自に看護師を配置してください。

【基本回答】 看護師の配置にあたっては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」による教員の定数を活用している。平成28年度は、教員1～6人の教員定数枠等を活用し、各校40～240時間の時間内で、特別非常勤講師として看護師を配置している。今年度については、学校のニーズに応じて、臨時技師（看護師）として常勤の看護師を配置した。また、昨年度より国の教育支援体制整備事業補助金を活用し、1日7時間勤務する看護師を1校に配置している。正規の学校職員として看護師配置することを可能とする制度改正について、国への要望は引き続き行っていく。

【質疑】

○教員の定数枠で看護師を配置するのではなく別枠で配置していただきたい。

②医療的ケアが必要な児童も知的障害支援学校に入学できるようにしてください。

【文書回答】 看護師の配置については、校種に関わらず、各学校の実情に応じて、適切に配置しており、今年度についても、知的障がい支援学校への看護師配置を行っております。

③看護師配置については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けるとともに、全体を把握できる常勤の看護師を必要に応じて配置ください。

【基本回答】 ①と同じ

④泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、学校に配置されている看護師の泊を伴う行事への付添を可能にしてください。

【基本回答】 泊を伴う行事への看護師の付き添いに関しては、各学校からの要望を十分精査し、必要な学校に必要な人数の看護師を配置している。なお、臨時技師（看護師）の泊を伴う行事への付き添いは可能である。

⑤医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に通学できるようにしてください。

【基本回答】 通学途上に医療的ケアが必要な児童生徒は、保護者のご協力をいただいているところ。通学が困難な場合には、訪問指導を行っている。

11. 「府移管」に伴う旧大阪市立特別支援学校の教育条件については、「移管後も、これまでの教育やサービスの内容が大きく変わるものではない」（大阪府知事）、「移管に伴って、サービスの低下や不利益のないようにやっているところ」（大阪府教育委員会）を守り、教育条件を低下させないとともに、大阪府立支援学校の教育条件も同等に引き上げてください。

①平成29年度以降の通学区域割の変更については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圈域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。

【基本回答】 府立支援学校の通学区域割については、施設規模や通学バス乗車時間等を考慮しながら、広域に設定している。これまでも保護者等のご意見やご要望をお聞かせいただき、課題解決に向け関係機関とも調整し、合わせて学校で開催する教育相談において個別の事情についてお聞きし、必要な対応を行ってきたところである。平成26年度以降の通学区域割については、府へ移管した旧大阪市立の支援学校を含む府内の支援学校全体の状況を把握し、安全面や通学時間などをふまえた総合的な観点から検討する。

②中央聴覚支援学校、北視覚支援学校の「早期教育」を後退させないでください。

【基本回答】 幼稚園への入園資格は、学校教育法第26条に「幼稚園に入園することのできる者は、

満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする」と規定される。聴覚支援学校・視覚支援学校において大阪府独自の制度化を行うことは困難であるのでご理解願いたい。幼稚部入学前の視覚や聴覚に障がいのある乳幼児の支援として、教育相談という形で各校において早期教育相談を実施しているが、これについては、聴覚障害教育・視覚障害教育のセンター的役割として、地域と連携しながら、乳幼児の支援にも対応していく。

【質疑】

○早期教育を後退させないでほしい。
・早期教育は三歳未満の児童に対しては、役割を明確にして早期の教育相談として地域の福祉部局と連携を取り進めている。
○教育的効果を評価したうえでの措置か
・切れ目なくスムーズに移行できるよう、生野聴覚、堺聴覚と中央聴覚支援との連携を図ってまいりたい。

③中央聴覚支援学校、北視覚支援学校の寄宿舎教育を継続、発展させてください。大阪府立中央聴覚支援学校寄宿舎の改修・増築を行ってください。

【基本回答】 中央聴覚支援学校、大阪北視覚支援学校に設置している寄宿舎については、今後、入舎状況や児童生徒のニーズ、施設の状況を踏まえて、検討していく予定である。

【質疑】

○具体的な検討のスケジュールはどうなっているのか
・現在ニーズ調査をしている。直ちに大きな変更を考えているということではない。
○中央聴覚支援学校の小学部在籍の6年間を寄宿舎で過ごした。寄宿舎生活を通して社会的な常識やマナーを身に付けることができた。

④光陽支援学校病弱部門（通学籍）を継続、発展させてください。

【基本回答】 光陽支援学校の病弱教育部門のあり方については、今後も在籍状況やニーズをふまえて検討していく。

⑤肢体不自由校において、実態に見合った教員（「実習助手」を含む）の配置を行ってください。

【基本回答】

府立支援学校においては、大阪市の実習助手が行っていた業務について、府の配置基準に基づき配置された教員が現に実施している内容であることから、今後とも実習助手を含めた府の教職員配置で対応していく。支援学校の教職員の配置については、法令に基づき各学校の学級数等に応じて配置するほか、障害の重度・重複化への対応や、障害の種別に応じた訓練指導、生活指導および進路指導などの課題に対応するという観点から、各校の実情や取り組みに応じて国の定数を活用し、加配を行っているところ。今後とも支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、

法令に基づく定数を確保していく中で適正な教員配置に努めてまいりたい。

【質疑】

○平野支援学校の実習助手は8名から2名に大幅に減ってしまった。
・国の標準法に基づいて各学校に配分している。過去に大阪市の実習助手が行っていた業務について、府では教職員が実施をしている内容であることから、実習助手も含めた全教職員で対応しているところだ。
○現場から見れば明らかに教育条件の低下だ。
・教職員全体で対応している。その基準を超える配置は困難だ。学校の状況は毎年変化しているので単純な比較はできない。
○教育水準は低下させないとの約束が守られていないのではないか。
・実習助手の業務については、市立時代にどのように採用され、どのような業務を行っているのかについてヒヤリングをし、府立支援学校では教職員全体で行っていることを確認した。教育水準は維持できているものと考えている。これ以上の府負担での配置は困難だ。

⑥医療的ケアの必要な児童・生徒の通学保障を後退させないでください。

【基本回答】 医療的ケアの必要な児童生徒の通学にあたっては、個々の児童生徒などの障がいの状況などに照らして、その安全性を考慮しながら、どのような対応ができるか、主治医・学校医や学校配置の看護師などを含む学校関係者において、慎重に検討している。府単独で介護タクシーなどを実施する計画は無いが、基礎自治体である市町村が通学の支援をしている例がある。大阪市内の方を対象とした市の独自事業として、大阪市内において平成28年度も継続して実施している。

【質疑】

○大阪府としてどのように支援していくのか。
・個々の児童生徒の状況に照らし合わせて、どのような対応ができるのか慎重に検討しているところだ。府単独で介護タクシー等実施する計画はない。
○府立学校の通学保障は大阪府の責任だ。医療的ケアを必要とする子どもだけどうして市町村任せになるのか。
・安全な乗車という観点から慎重に判断している。各市町村のそれぞれの対応について状況を把握したうえで、どうしていくべきかを検討してまいりたい。
○府立支援学校の在籍児童の通学保障の基本的責任はどこにあるのか。
・通学に対しては各家庭の協力のもとで行っているところだ。通学については「責任」ということではなく協力しながらやっていくものだ。通学に関しては「保障」という考え方ではない。
○医療的ケアが必要な子どもたちの問題をどうしようとしているのか。どこまで到達しているのか。

・国において慎重に行うこととされているが、対応できているケースもある。今後も課題として踏まえ検討していきたい。

⑦給食調理については以下の事業を継続するとともに、全府立支援学校にも適用してください。

ア) 障害の実態にあった5段階調理を継続、発展させてください。

【基本回答】 これまで大阪府で実施していた肢体不自由校の二次調理（段階食）については、移管後も引き続き実施している。

イ) 給食調理の民間委託を行わないでください。

【基本回答】 府立支援学校における給食調理業務については、在籍する児童生徒の障がいの状況に応じた段階食・きざみ食・ペースト食などや、多様なメニューの提供が行えるよう、調理時に集中的な人員配置を行うなど、柔軟な体制を取り、効果的・効率的な運営を行うことが必要であり、学校給食の充実をはかるためにも、民間の活力を導入していきたいと考えている。なお、府立支援学校の給食調理業務の民間委託化にあたっては、おいしさや、安全面・安心面はもとより、委託業者に対して、衛生管理の徹底及び障害者理解のための研修を十分に行い、安全かつ効果的な運営がはかれるようつとめている。また、現在民間委託が行われている支援学校においても、学校からの要請に応じて、適宜委託者と話し合いの場をもつなど、学校給食の充実につとめているところ。

ウ) 保護者負担を増やす給食費の値上げをしないでください。

【基本回答】 給食調理業務の民間委託化を実施した翌年度から学校独自の献立に移行し、食材の調達を学校単位で行うこととしており、給食費が変動する可能性はあるが、現行の給食費より大幅に上昇することのないように努めてまいりたいと考えている。

【質疑】

○給食費は引き上がらないのか。

・平野支援学校については、現在大阪市の同一献立で実施している。来年度については、独自献立として実施することとしており、現在栄養教諭において献立作成をしていただいております。その上で給食費の設定を行っていく。配送費については安くなると見込んでいますので、大幅な値上げとならないよう努めたい。

⑧以下の事業を継続してください。

ア) 希望をすれば年3回行われていました、学校医、歯科衛生士の歯磨き指導、フッ化物と府の事業を継続、発展させてください。

【基本回答】 大阪府においては同様の事業を実施していない。今後は、学校の裁量で、学校歯科医等より歯みがき指導等を実施していただくことになる。

イ) 性教育の外部講師としての保健師、助産師の無料派遣を継続、発展させてください。

【基本回答】 府立支援学校においては、児童生徒の障がいの状況を踏まえて、各学校・各学部で発達段階に応じた性に関する指導をすすめている。大学と連携して障がいのある生徒のための指導の研究を行い、報告書をまとめるなどの取り組みを行っている学校もあり、その成果は広く支援学校等において共有しているところである。性に関する指導の実施については、それぞれ各学校の裁量で行って頂いている。

⑨以下の予算措置を継続・発展させてください。

ア) 視覚支援学校、聴覚支援学校の専攻科生の就学奨励費を継続実施してください。

【基本回答】 大阪府独自の専攻科における就学奨励費の支給制度は、平成27年度時点で在籍する生徒を対象に、大阪府において継続実施できるように調整した。なお、平成28年度以降の入学生については、この制度の対象にはならないので、ご理解願いたい。

【質疑】

○専攻科の就学奨励費を継続してほしい

・これまで市独自で学用品の一部負担が行われてきたが、市立の時代に入学生人については市の負担で継続いただくことになる。

イ) 肢体不自由校への理学療法士などの派遣回数減らさないでください。

【基本回答】 旧大阪府立特別支援学校の肢体不自由校に、平成27年度まで配置されていた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等については、移管後は肢体不自由校のみならず、全ての支援学校において活用できる大阪府の「福祉・医療関係人材活用事業」により対応している。なお、各支援学校の派遣回数については、各校の要望をもとにすべての支援学校で調整の上配置している。

【質疑】

○派遣回数が大幅に減少している。

・福祉医療人材活用の事業を活用して40校1分校に配置することができ評価いただいて

ウ) 学校維持運営費の水準を後退させないでください。

【基本回答】 学校維持運営費については、必要な教育水準を確保できるよう予算要求してきた。府の財政状況が厳しいところではあるが、現府立支援学校と同様に、学校運営に支障が生じないよう必要な予算の確保に努めてまいりたい。

【質疑】

○維持運営費が減少している。

・大阪市の配当基準や市で行ってきた実績をもとに予算要求をさせていただいた。今後は必要な予算の確保に努めていく。

○一校当たりどの程度の削減となったのか。

・一概には言えないが、要求額に対して8.9%の

予算配当となった。

○平野支援学校は40%削減された。住之江支援学校は50%削減された。

・大阪市の配当基準年の実績部分をもとに要求した。最終の数字がまとまっていない。4割・5割ということにはならないと考えている。

○予算総額がいつ明らかになるのか。ガラスが割れても入れ替えられない。

エ) 画用紙・粘土・芸術鑑賞費を保護者負担にしないでください。

オ) 図書費の水準を後退させないでください。

カ) 鶴見緑地公園乗馬体験を従来通り無料で利用できるようにしてください。

キ) これまでの水準を後退させずに、必要な点字教科書・指導書が購入できるように予算措置を講じてください。

【基本回答】 府立学校では、直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものについては、原則として保護者負担とさせていただいている。児童・生徒及び保護者の方への影響にも留意しながら適切に運用していく。学校図書館図書整備費用については、学校配当予算の中で図書費として府の基準額で算入している。点字教科書・指導書の購入費用については、学校運営に支障が生じないよう必要な予算の確保に努めていく。

【質疑】

○図書費が9万円へと大幅に減額された。府の現状についてあらためて説明をいただきたい。

・状況について別途お伺いさせていただく。

12. 教職員旅費・学校管理費予算を増やしてください。

【基本回答】 学校総務サービス課として、児童生徒の教育活動の裏付けとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置付けて、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がされてきたところである。平成28年度予算については、予算編成方針に基づき、例外なく前年度予算の95%となったが、上半期の配当について、80%~90%としたことによって、上半期については必要な旅費予算は概ね確保した。引き続き、生徒の安全管理や学校運営に支障をきたさないよう財源の確保に努めていく。学校管理費については、従前から学校運営に支障がないよう、学校のご意見をうかがいながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところである。厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

13. 小・中学校における障害児学級の在籍者数が大幅な増加傾向にあり、障害が重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

①障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにも

とづき、障害種別の学級を設置するとともに、障害児学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

ア) 学級編制基準が同じ複式学級同様、2学年で学級を設置するよう文部科学省に要望してください。

イ) 障害児学級の編制基準を府独自で改善し、1学級の定数を大幅に引き下げてください。

ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。

エ) 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。もしくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。

【基本回答】 府教育庁においては、小中学校の支援教育の充実を図るため、支援学級の増設置につとめてきたところ。今年度は、障害種別による学級設置をより一層進め、昨年度に比べ、小学校で222学級・中学校で73学級、合計295学級の増設置を行った。市町村の独自措置として行われている、介助員制度等に見合った教員増は、制度上困難だが、障害の重度化・多様化をふまえ、引き続き障害種別による学級設置を促進し、国に対しても人的措置等の条件整備について要望していく。支援学級の設置については、学校教育法第81条の趣旨及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り、市町村教育委員会が、地域や学校の実情に応じて学級編制を行う観点から、今後とも市町村教育委員会と連携し、ひとり一人の子どもの障害の状況に応じた、適切な学級設置の促進につとめていく。

②施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。

【基本回答】 公立小中学校の施設整備については、学校設置者である市町村の責任と負担において実施することとなっている。府教育庁としては、小中学校におけるエレベーターの設置については、障害のある児童生徒が共に学ぶことができる学習環境を確保するうえで重要であると考えており、これまで、学校の設置者である、市町村に働きかけてきたところ。今後とも良好な教育環境の確保・整備のために、各市町村に対して、国の学校施設環境改善交付金制度を有効に活用し、計画的にエレベーターの設置を進めるよう働きかけていく。

③障害児教育の専門性や継続性を尊重してください。

い。

ア) 教員採用選考に障害児学級採用枠を設けるよう検討してください。

イ) 希望する場合は障害児学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。

ウ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。

エ) 交流人事で支援学校から小中学校に移動する場合、支援学級担任もできるようにしてください。

【基本回答】 教員の採用については、校種等を単位として選考を実施しているところである。小中学校における教職員の人事異動については、必要な人材を学校の実情に応じて配置できるよう人事基本方針および人事取扱要領を定め、市長村教育委員会との連携のもと、計画的に行っているところである。各学校における担任等の校務分掌については、当該校の実情に応じて決定しているところである。

【質疑】

○中学校での臨時的採用講師の任用状況はどうなっているのか

・現在数字を持ち合わせていないので後日事務局に報告する。

④学校教育法施行令が一部改正されましたが、子どもたちに保障されるべき教育課程や教育条件が変わったわけではありません。支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでも、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。

【基本回答】 小中学校においては、重度・重複障害のある児童生徒や、医療的ケア等を要する児童生徒の在籍が増加しており、介助や訓練、医療的ケアに多様な人材や専門家が必要となっている。府教育庁としては、府内の小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対する教育条件の整備を一層はかるため、看護師配置を行う市町村に対して、財政的支援を行う「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を平成18年度から実施しており、平成27年度は、27市町101校に看護師が配置された。また、小中学校の支援教育の充実をはかるため、障害種別による支援学級の設置をすすめ、今年度は昨年度に比べ295学級の増設置を行ったところ。通級指導教室においては、昨年度に比べ3教室増設置し、今年度は小中学校合わせて222教室を設置している。支援学級はもとより、通級指導教室、通常の学級における指導・支援の充実については、今後とも市長村教育委員会と協力しながら、小中学校における校内支援体制の整備や、個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用および、指導方法の工夫改善等をはかるとともに、条件整備に向け市町村への財政的支援が一層充実されるよう国に対して引き続き要望していく。

⑤難聴学級を増やし、難聴学級を充実してください

い(設備、教員配置、専門性など)。校区にかかわらず、聴覚支援学校・難聴学級の選択を、自由にできるようにしてください。とりわけ、他の障害種別を含め、転学に関しては、『学びの場』を固定なものとし、『発達程度、適応の状況等』を勘案しながら、『柔軟』にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。

【基本回答】 大阪府では、障害種別による学級設置の促進に努めており、今年度、難聴学級についても5学級を新設し、小学校74学級・中学校21学級となっている。平成25年9月、学校教育法施行令の一部が改正され、小中学校から支援学校への転学、または支援学校から小中学校への転学事由については、これまでの障害の状態の変化によるもの他に、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、その他の事情が追加された。府教育庁では、平成26年3月に作成した「障がいのある子どものより良い就学に向けて、市町村教育委員会のための就学相談支援ハンドブック」を活用し、就学時に決定した学びの場は固定したものではなく、子どもにとってより良い学びの場の変更という観点で、双方向の転学ができることを示すとともに、柔軟な対応について関係者の共通理解が重要であると、市町村教育委員会に指導している。今後とも市町村教育委員会と連携し、難聴学級の充実につとめていくとともに、転学に関する法改正の趣旨が保護者や教職員に周知されるようつとめていく。

⑥障害児学級で学んでいる子どもたちが通常の学級で学習・生活する時間も教育条件を保障できるよう、障害児学級と通常の学級の「二重学籍」を認めるよう国に働きかけてください。障害児学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。

【基本回答】 学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り行われている。なお、インクルーシブ教育システムの構築に向けた教育環境整備が進められるよう、国に要望しているところである。なお、支援学級の増加分に相当する担任外の教員定数についても、府の配分方針の通り増配置してきているところである。今後とも各学校の状況等を把握しながら適切な対応に努めてまいりたい。

【質疑】

○大東市内のある小学校では、4年生77人の児童のうち9名が支援学級籍で、次年度から入級の意思表示があり10人となる。入学時は4人だった。加えて学級籍はとっていないが特別な支援を要する児童は他に5名程度存在する。常に通常学級にいられるわけではなく、二重学級籍を認めることや30人を超えない少人数学級を設置するなどきちんと対応してほしい。

○支援学級籍の子どもを加えると1学年40～4

1人となる場合もある。

○岸和田市内の小学校では5校5学年が定数越えとなっている。

・二重学級籍は国が認めておらず法の枠内で対応せざるを得ない。障害種別の学級を設置する等の工夫によって対応している。

○障害種別学級の設置について1名だと府教育委員会のハードルが高いと聞くがどうか。

・府から「1名学級はだめだ」と言っているわけではない。市からの申し入れに沿って適切に判断している。状況について詳細にお聞きして対応している。

○市教育委員会に対して「1名で適切か」などと市教育委員会に確認することはやめていただきたい。1名設置で確実な環境が確保できるかどうかではなく、学級設置をしないことで適切な環境が確保できるかどうかを確認していただきたい。

・市町村教育委員会が適正に判断したものを粛々と審査するということだ。

○1名学級の今年度の状況はどうか

・今年度199学級となっている。

○少人数学級を導入するための試算は行っているのか。

・すべてを35人学級とすることについての試算は行っていない。

⑦政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。泊を伴う行事に、いつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。

【基本回答】 大阪府では、小中学校に医療的ケアが必要な児童生徒が多数在籍している状況をふまえ、看護師を配置する市町村に対して、経費の一部を補助する「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を、全市町村を対象に実施している。看護師の配置等に関することは、設置者である市町村の判断となることから、今後とも医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して小中学校へ就学し、校外学習等も含め、安全な学校生活が送れるよう、実態に応じた看護師配置の促進につとめるべく、各市町村教委に対し働きかけていく。

⑧中学校の支援学級について、教科担任制への対応などを含め、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細やかな教育が受けられるように学校全体で取り組んでいけるようにしてください。

【基本回答】 平成20年3月に改訂された、中学校学習指導要領解説「総則編」には、特別支援学級は、中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要であることが示されている。府教育庁では、生徒一人ひとりの障害の状況や、教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導・支援を行うために、学校全体の協力体制づく

りを進めるとともに、支援学級担任だけではなく、他の教師とも連携・協力して、効果的な指導を行うことができるよう、指導・助言を行っているところ。今後とも、中学校においても、ひとり一人の生徒に応じたきめ細やかな教育が、一層充実されるよう取り組んでいく。

14. 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、障害児学校・学級の増設、30人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

①30人以下学級の実現など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

【基本回答】 発達障害のある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、わかる・できる授業づくり、学級集団づくりをおこなうため、平成25年度より2年間、「通常の学級における発達障害等支援事業」を実施し、効果的な指導方法等の実践研究をすすめてきた。その研究成果は冊子にとりまとめ、市町村教育委員会へ周知するとともに、府ウェブページに掲載し、その普及に努めているところである。

支援学級はもとより、LD・ADHD等の児童・生徒を含め、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒の指導については、学級担任まかせにすることなく、学校全体で受け止めるための校内体制づくり、個別の教育支援計画や、個別の指導計画の作成・活用、指導方法等の工夫・改善、さらに、学校外からの支援の在り方や、教育条件の整備等をすすめていく必要があると考えている。平成19年度から、国において、介助員を含めた特別支援教育支援員の配置について、市町村に対し、地方交付税による財政措置がなされている。それらを活用し、特別支援教育支援員として、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒の学習活動をサポートする学習支援員を配置している市町村も年々増加している。今後とも府教育庁としては、市町村教育委員会と協力しながら、小中学校における校内支援体制の整備を図るとともに、学習支援員を配置する市町村への支援にあたり、必要となる事業・財源を確保するよう、国に対しては引き続き要望していく。

②通級指導教室を全ての小中学校及びすべての特別支援学校に設置してください。発達障害に起因する不登校の児童生徒が居場所として、通級指導教室に通えるよう柔軟な対応を行ってください。

【基本回答】 LD・ADHD等の支援に必要な児童・生徒の状況を踏まえ、大阪府では通級指導教室の増設に努めてきた。今年度は、小・中学校合わせて222教室、聴覚支援学校の3校に開設している。通級による指導については、学校教育法施行規則第140条および第141条の規定に基づき、おこなわれている。不登校等のある児童・生徒の通級による指導については、社会生活や学

校生活における適応の困難さや、不登校等の状況を踏まえ、関係機関等とも連携し、教育相談をすすめながら行う必要があると考えている。通級による指導を必要とする児童・生徒の実態を踏まえ、今後とも国の動向を見極めながら国定数等を活用し、拡充に向けて努力していく。

【質疑】

○通級指導教室の設置についてすべての学校できちんと説明がされていない。222学級設置と言っているが、多いと考えているのか少ないと考えているのか。

・たくさんあればいいと思う。一教室でも採択されるよう国に求めているところだ。

③コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進めていくことができる基盤を作ってください。

【基本回答】 文部科学省は支援教育を推進するにあたり、すべての小・中学校に校内委員会を設置し、支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に位置づけるよう求めている。平成19年度から、府が所管するすべての市町村の小・中学校において、校内委員会が設置されるとともに、支援教育コーディネーターが指名され、校務分掌に位置づけられている。支援教育の推進にあたっては、全教職員共通理解のもと、障害のある児童・生徒のニーズを学校全体で受けとめ、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細やかな教育の充実など、学校全体の協力体制のもとに推進し、取り組まれるものと考えている。

④地域に根ざした「適正規模・適正配置」の障害児学校を増設してください。地域のセンター的役割を果たすために必要な人員配置をおこなってください。

【基本回答】 知的障がい支援学校の整備については、平成27年4月に開校した新たな府立支援学校3校をもって、平成21年3月に策定の、府立支援学校施設整備基本方針に基づく府内4地域の新校整備が完了した。今後は、平成28年4月に12校の移管により、大阪市を含む府内の支援学校全体の児童生徒数の推計について検討をしていく。センター的機能については、リーディングスタッフの活動を円滑に行えるよう、その活動時間の一部を支援する非常勤講師の配置を行っており、平成28年度は府立支援学校43校1分校に配置数に応じ、週5～7時間の非常勤講師を配置している。

15. 「発達保障」の観点にたった適切な就学指導をおこなうために、府および市町村に就学指導委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助をしてください。

【基本回答】 障害のある児童生徒の就学指導・相談については、平成25年9月に学校教育法施

行令の一部改正により、市町村教育委員会は障害の状態、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定する仕組みに見直された。加えて市町村教育委員会には、保護者および本人の教育的ニーズや意見、教育学・医学・心理学等、専門的知識を有する者の意見を聴取する機会の拡大が義務づけられていることから、市町村教育委員会が行う発達相談、教育相談は市町村の主体性を持って行われるものと考えている。市町村教育委員会が行う就学指導・相談については、本人や保護者の意向を十分踏まえながら、子どもの状況等を把握し、教育指導上の観点を含めた総合的な見地から、就学時はもとより、就学後における継続した就学指導・相談が行われるよう、市町村教育委員会を指導していく。

16. 支援学校における非常災害時の食料備蓄と非常時電源の確保を早急に行ってください。

【基本回答】 災害時には、幼児・児童生徒の安全確保が第一と考えている。東日本大震災以降、各学校において、防災マニュアルの点検や、災害時に備えた情報共有など、見直しできるところから取り組むとともに、避難訓練の実施等にも力を入れているところである。一方、災害時の各種備蓄品については、一時避難地・福祉避難所等に指定されている学校もあり、市町村の防災計画を踏まえた対応が必要だと考えている。なおこれまで、企業団体から支援学校に、アルミひざ掛け、簡易カイロ、白米、白粥、マスク等の防災用品をいただいている。今年度は、LEDランタン318個、防災用のライト200個、コインおしぼり1500セット、救急シート1500個、白米1100食、白粥400食の寄贈をいただくこととなっており、7月中旬には配布される予定になっている。市町村立学校の施設整備については、学校設置者である市町村の責任と負担により実施することとなっている。府教育庁としては、今後とも良好な教育環境の確保・整備のために、各市町村に対し、国の学校施設環境改善交付金制度を有効に活用し、非常時電源の確保等を進めるよう働きかけていく。

【質疑】

○福祉避難所となっている特別支援学校はどうか。
・生野聴覚支援学校が現在調整中と聞いている。現在教育委員会として調査をかけているところだ。非常用電源については、スクールバスが代用できる場合等もあると聞いている。肢体不自由全校には配置済みだ。6月に入ってから支援教育課として調査を開始した。

○回答がまとまったところに問い合わせさせていただく。

・了解した

<障害児の放課後保障>

17. 放課後等デイサービスについて以下の点を府として対策を講じてください。

①徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象になるように国に働きかけるとともに府としても対策を講じてください。また、送迎中も療育時間と認めるよう国に働きかけてください。

【基本回答】 自宅と事業所間の送迎に加えて一定の要件の下、学校と事業所間の送迎について算定されている。現時点で徒歩等の送迎については加算の対象となっていない。

【質疑】

○てんかんのある子どもも通っているが、その子の状況に応じて送迎車の時間に間に合わないことがあり、徒歩で送迎している。

○成人の通所施設の徒歩送迎は加算の対象となっている。子どもの施設ではなぜ対象とならないのか。送迎時間も療育時間として認めてほしい。

・児童福祉法の中で認められていない。児童の幅が広く安全確保の観点から車での送迎が原則となっていると理解している。我々としてできることは実態を踏まえることと考えており、様々な現状をお聞かせ願いたい。

・国に確認をしたうえでその内容についてお伝えする。

②利用人数に応じた出来高払いの報酬の在り方を見直し、安定した運営ができるように月額払いにするなど対策を講じるように国に働きかけてください。また、事務手続きがスムーズに行えるように、報酬の在り方を検討するよう国に働きかけてください。

【基本回答】 報酬体系については、利用者が必要なサービスを選択できるように日割り方式となっている。報酬が適切なものとなるよう、必要に応じて国に要望・働きかけを行っていく。

【質疑】

○利用料の償還払いについて申請する人が少ない。事業所側がそれぞれの利用者がどれだけのサービスを利用しているか把握できない状況がある。また、欠席時対応加算だけでは人を安定して配置できない。

・償還払いについては市町村に徹底を図っている。報酬改定については国に求めていきたい。

③保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、府としても対策を講じてください。支給量に関しては、子どもや家族に必要な支給量は減らすことなく出るように国や市町村にも働きかけてください。

【基本回答】 利用者負担については、各家庭の負担能力に応じたものとなるよう軽減策が講じられている。障害児童一人ひとりの最善の利益を図る観点から、市町村において支援の要否・支給量を適切に判断して決定することとなっている。

【質疑】

○週二日利用している方が、上限額が増えたために週一回に減らした人もいる。4600円の上限が所得に変動があると一気に37200円に引き

上がってしまう。

・負担の段階をどうするかということについて課題があると認識している。

○収入認定する世帯の範囲について改善をしてほしい。

○支給量の認定を適切に行うためにどうしようとしているのか。国通知により機械的に23日以上支給決定しない市が生まれている。

・計画相談としっかりと連携して考えていった結果として、23日を超えることもあると考えている。決定権は市にあることから、大阪府としては国通知の趣旨をしっかりと踏まえるようお願いをしている。

○画一的な対応とみられる事案が生じたときは個別に相談に応じていただきたい。

・了解した。

④主たる対象が「重症心身障害児」の放課後等デイサービス事業所が増えるよう以下の点の改善を国に要望するとともに府としてできることを行ってください。

ア) 機能訓練担当職員の非常勤勤務を認めてください。

【基本回答】 生活基盤推進課・地域生活推進課の共管事項となっている。機能訓練担当職員の配置基準については人員設備基準で1人以上となっておりその配置をお願いしているところだ。機能訓練を行う時間帯はPT、OTを配置する必要があるが、その他の時間帯は心理指導担当職員、ST、看護師、准看護師、柔整師等の配置をお願いしている。

【質疑】

○機能訓練士の絶対数が不足しており、その確保は困難だ。

・確保が困難なことは大阪府としても認識している。そのため大阪府独自に生活介護等の事業所にならない訓練担当職員の資格要件を緩和した。

イ) 医療ケアの児童の送迎に看護師が添乗することを勤務扱いにしてください。

【基本回答】 営業時間内における送迎は基本報酬において送迎に係る経費が算定されている。

【質疑】

○看護師が車に同乗して送迎している。サービス提供時間内で最初に送迎する場合は事業所内に一人も児童がいらないのに看護師を置いておかないといけないということは不合理であり、添乗できるよう改善してほしい。1時から6時までサービス提供時間を設けている場合は、送迎は必ずサービス提供時間となる。

・他児が事業所内にいる場合は看護師を必ず配置しなければならない。他児がいなくても制度上配置しないとイケないことになるが、個別の状況に応じて対応してイケるよう、そのあり方を検討していく。

ウ) 医療的ケアの研修を増やしてください。

【基本回答】 社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、平成24年4月から医行為の一部を介護福祉士が行えることとなった。大阪府では医療的ケアに係る登録研修機関の登録を行っている。安全かつ適切に行われるよう登録に際しては十分事前協議を行うとともに、集団指導等の機会をとらえ、周知PRに努めていく。

⑤聴覚障害児への対応が可能な、手話のできるスタッフが配備された放課後等デイサービスを聾学校近辺に計画的に配置してください。

【基本回答】 障害児の通所支援の提供体制の確保、必要量の見込みについては、原則として各市町村の障害福祉計画において目標を設定していただくこととしている。今後は国が定める予定の基本指針の内容を踏まえ取り組んでまいりたい。身近な地域での療育体制の充実を目的として大阪府障害児療育等支援事業を実施している。本事業の充実についても図って参りたい。

【質疑】

○聴覚障害児にとって手話のできる職員の配置は必須だ。

・現行基準の中では手話のできる職員の配置を求めることはできない。子どもの状態像に応じた対応ができるよう、関係先に様々な機会に働きかけてまいりたい。どのような方法があるかも含め検討していく。

18. 学校と事業所との連携をしっかりと図ることができるよう、支援学校及び校区の学校等、各学校へ送迎に関しての協力、行事予定表などの配布、担当教諭との懇談等、連携が取れるよう働きかけてください。子どもたちの豊かな育ちのために学校と事業所が、懇談等が持てるよう対策を講じてください。

【基本回答】 放課後等デイサービス事業を含む福祉事業者と教育との連携について、各学校と市町村教育委員会に周知しているところだ。保護者からの要望等には可能な範囲で対応させていただいている。今後とも円滑な連携に努めてまいりたい。

19. 障害児が安心して利用できるプールやアスレチックなど活動できるスポーツ施設などを各地域に整備してください。各地域の既存の施設が障害児・者も利用しやすいよう対策を講じてください。また、学校のプール・体育館なども開放して利用できるようにしてください。

【基本回答】 大阪府では障害者の自立と社会参加を促進し広く交流を図る場として大阪府障がい者交流促進センター（ファインプラザ）を運営している。運営に際しては障害者専用時間帯を設けるなど行ってきた。今後もニーズの把握に努め実施する事業の内容について精査してまいりたい。また、障害者スポーツ事業として、地域のスポー

ツ施設や小・中学校、高等学校においてレクリエーション教室、スポーツ教室等を実施している。障害者の皆さんが地域で継続してスポーツに取り組めるよう引き続きその整備を図って参りたい。障害福祉課自立支援グループのホームページに大阪府・市町村のスポーツ教室や文化活動の機会についての情報をわかりやすく取りまとめてPRしている。学校体育施設開放事業については、府立高校の体育施設を開放しているところだ。年度内を3期に分けて、開放可能日を府が集約して各利用団体と調整の上利用決定している。

【質疑】

○ファインプラザに気軽に出向くことができるよう、巡回バスなどのアクセスの改善を図ってほしい。

・採算も含めて検討したい。

○学校開放はプールも開放しているのか

・プールの開放は行っていない。

○開放しない理由は何か

・学校開放の項目に「プール」の項目がない。グループ全体として検討していない。

○含めるよう教育委員会として検討していただきたい。

・了解した。

○これまで通り、吹田支援学校のプールを開放してほしい。ありたて要望が出たことについて校長に伝えていただきたい。

・循環装置の管理等、安全管理の体制や経費管理などの面等を勘案したうえで校長に判断していただくことになる。改めて要望が出されていることについては校長に伝える。

○伝えた結果について事務局に報告してほしい。

・了解した

<医療>

20. 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻してください。また、障害の重度化を防ぎ、軽減・維持するために必要な医療（診察・治療・処方箋）については、中軽度の障害者も制度対象に加えてください。訪問リハビリ・訪問看護も助成対象としてください。合わせて、「訪問看護の自己負担分」にも助成制度を適用してください。

【基本回答】 福祉医療費助成についてはすべての都道府県で実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっており国において実施されるべきものとする。府・市町村と共同で設置した研究会において検討を重ねてきたところであり、今年2月に「報告書」が取りまとめられた。今後、研究会報告をもとに実施主体である市町村から意見をお伺いしながら検討を進めてまいりたい。また、重度障害者医療費助成制度とは別に訪問看護助成事業を実施してきた。この事業は介護保険の対象となっていない障害児者が訪問看護を利用した際に、介護保険と同様の一割負担となるよう助

成をした市町村にその二分の一を補助している。

【質疑】

○今後の検討スケジュールについて

・いつまでに何をやるということが決まっているわけではない。実施主体は市町村であるので、医療現場の専門家である医師の意見等をお聞きしながら、実施スケジュールを組んでいきたい。今後の進め方については、衛生対策審議会にかける予定はない。みなさんの意見を聞きながらよりよい制度となるよう検討してまいりたい。個別にヒヤリングを行っていききたい。

○公開で議論をする必要があるのではないかと

・個別にお話をさせていただきたいとの要望もいただいている。

21. 障害者が入院する際の個室利用に際して、負担軽減制度（補助制度）を創設してください。

【基本回答】 厚生労働省通知により、同意書による同意を行っていない場合や、治療上の必要による個室の利用の場合は、その費用を徴収してはならないこととなっている。医療機関の障害理解が重要であり、第四次障がい者計画において、生活実態やニーズ等の実態把握に努めてまいりたい。重度障害者医療費助成制度は、療養給付における一部負担金を助成する制度であり、差額ベッドへの適応は困難だ。

【質疑】

○しっかり調査をしていただきたい。

・調査項目の中に病院や診察を受ける際の困りごとについて尋ねることとしており、医療に係る深堀をしたような内容にはならないが、実態をしっかりと把握できるよう努めていきたい。

22. 言語障害のある脳性麻痺の人や、聴覚障害、視覚障害、自閉症をはじめとした発達障害のある人等、コミュニケーションに何らかの配慮が必要な人の場合、診察時間、治療時間が長時間に及ぶことが多く、医療機関の負担となっています。現在のところ、医療機関側の配慮によって成り立っている現状がありますが、このままでは、対応ができなくなる危険性もあり、憂慮している状況です。診察・治療時に一般の人と比べて時間や対応する人が必要な場合、安心して医療が受けられるように、医療点数の何らかの加算等が行われるよう国に要望してください。また、国の対応ができるまでの間、府として何らかの措置を講じるよう検討してください。

【基本回答】 6月3日に公布された改正障害者総合支援法において、重度障害者の入院時におけるヘルパーの付き添いが可能となった。今後も国にヘルパーの付き添いが可能となるよう、働きかけていく。

【質疑】

○話を聞いてくれる病院は患者も集中して病院の負担となることが多い。報酬算定が必要だ。

23. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させて、広く障害者・家族に周知・広報してください。

【基本回答】 専門的医療機関のネットワークを構築した。ネットワークのポスターの作成、協力医療機関の情報提供等行ってきた。医療機関職員への脳性麻痺、脊髄損傷の理解促進も進めている。

【質疑】

○当事者・家族も含めたセミナーを開催してほしい。

・今後どのような形で周知啓発していけるか検討してまいりたい。

24. 脳性麻痺やポリオ、脊髄損傷や頸髄損傷等の中途障害などの障害別に、成人期の健康実態や機能低下などの二次障害の具体的な症状の実態調査を実施してください。その際、在宅・福祉的就労・一般就労などの社会環境別に分けた調査を実施してください。

【基本回答】 障害別の二次障害の調査を実施することは困難だ。大阪府障害者計画の策定において、第4次計画の中間評価の見直しに着手している。その中であらためて実態調査を行うこととしている。

①幼少期や学齢期から自らの障害を正しく捕らえて、二次障害への知識・認識を正しく持てるように学校や公的機関から、当事者や家族などに指導（アドバイス）できるシステムを創設してください。

【基本回答】 大阪府では在宅障害児者の地域での生活を支援するため、身近な地域で相談を受けることができるよう、障害児等療育支援事業を実施している。平成24年度から障害児通所支援事業者育成事業を実施している。今後とも障害児者が幼少期から青年期まで適切な支援が受けられるよう、人材育成等の取り組みを進めていく。

児童福祉法第19条において、保健所長の役割のひとつとして「必要な療育指導」が定められている。療育指導は機能障害を招来する児童を早期発見することで二次障がいを予防することについて目的としている。府内12カ所の保健所で、保健師のコーディネートによる主治医、専門医、理学療法士、言語聴覚士による療育相談、巡回・家庭相談等を行っている。重症心身障害者、小児慢性特定疾患に関する学習会や交流会等、多方面な集団支援を行っている。文部科学省は特別支援教育を推進するにあたり、すべての小中学校に校内員会を設置してコーディネーターを公務分掌に位置付け巡回相談を実施している。一層の活用・保護者への周知を助言指導して参りたい。府立支援学校では保護者とともに、個別支援計画の作成を行うほか、適切なアドバイスを行っているところだ。校内研修を通して教職員の専門性を向上させるとともに、臨床心理士などのエキスパートを要請し、生徒の助言指導のためのコンサルテーションを行

っている。

②適切な時期に適切な治療が受けられるために、教育・医療・福祉・就労が連携した総合的な二次障害対策を制度として構築してください。

【基本回答】 身近な地域で安心して医療が受けられるよう、地域協力医療機関のネットワークを構築している。在職中障害者の二次障がい発生予防のためには、職場環境での配慮が不可欠だ。事業主に対して雇用分野に欠ける差別禁止・合理的配慮の提供義務について周知をしている。雇用支援ガイドを配布やセミナー開催を行っている。

【質疑】

○二次障害について共通認識を持っていただくようお願いしたい。二次障害に対応できるワーキングチームなども設けてほしい。

○4年間働いてきて昨年12月で退職した、それに伴って、頭や腰・首が痛くなって専門の意思に見てもらっているが、腰の骨がずれているといわれ、今年の秋に腰の手術を行うことになった。裕福でもない生活の中で高額医療費として返ってくるが300万円必要と言われ、困惑している。

・在職中の二次障がい予防については快晴雇用促進法で義務付けられ事業主に配慮を求め

○昨年懇談させていただいたが、今後も懇談を継続していただきたい。

・了解した

25. 成人期障害者が医療リハビリテーションを継続的に受けられるよう、専門的医療機関を整備してください。疾患別リハビリテーションの日数制限を撤廃し、個々の患者の必要性に応じて十分な診療が行えるようにしてください。上限日数の無い障害者リハビリテーション料を、当事者が居住地周辺で受けやすくするために、特に成人期(18歳以上)の診療報酬点数を引き上げるなど、診療報酬算定や施設人員基準を現状に見合うように改善してください。【所管外】

26. 障害児者が安心して医療にかかることができるようにしてください。

①障害者差別解消法にもとづく医療関係事業者向けガイドライン(対応指針)を関係先に周知するとともに、大阪府として、医療機関における対応状況を定期的に把握し、すぐれた取り組みなどについて関係先に広く周知するほか、障害者への医療提供における現状と課題について整理し、その改善方策について検討をすすめてください。

【基本回答】 障害者差別解消法に基づくガイドラインについては、本年一月に医療機関に通知したところだ。医療機関における対応状況については、立ち入り検査時等に聞き取りをおこなうこととしている。

【質疑】

○医療現場における差別はなかなか解消しない現実がある。

②大阪府立病院機構の各病院を、障害児者の外来・入院に対応するモデル病院として位置づけ、障害児者がそれぞれに必要な医療を適切に提供できるよう、機能を強化してください。

【基本回答】 府立病院機構の各病院においては高度専門医療の提供を行っている。急性期医療総合センターでは、リハビリテーション科、障害者外来等からなる障害者医療リハビリテーション部門を設置している。

○紹介状なしで外来受診が受け入れられるのか

・確認の上返答する。

→終了後担当課から、「かかりつけ医」の紹介がないと特定療養費5400円が必要となること等説明があったので、障害児者にとって「かかりつけ医」を持つことは困難な場合もあるので、柔軟に対応していただきたい旨、団体側から改めて要望した。

③障害児者への適切な医療の提供のために、専門病院の開設や増床などを必要とする地域があると判断する場合には、大阪府として、厚生労働大臣の同意を得るための協議を積極的にすすめてください。

【基本回答】 医療法に基づく基準病床数を上回っているため、現在は病院の開設・増床ができない状況だ。既存の病院が専門病院に転換することも考えられるが、転換について相談が合った際には適切に対応してまいりたい。急性期総合医療センターにおいて障害者の方々に医療リハビリテーションを提供している。

④障害児者の医療に関わる相談窓口を、大阪府に設けてください。

【基本回答】 大阪府立急性期総合医療センターは障害者総合医療部門を開設している。聴覚障害者向けにファックスの医療相談も実施している。医療機関からの相談にも対応している。

27. 成人病予防対策として障害を配慮して受けられる、専門的な障害者ドックの開設を検討してください。【所管外】

28. 知的障害を持つ、ろう重複者が入院治療を必要とした時に病院から付き添いの条件を出される現状は以前と変わっていません。1週間位の入院でも24時間となると高額となり家族の負担は大変なものになります。家族も「付添い介護費用」が一部補償される保険に再加入する等の自己努力はされていますが、国・府としても対応策を講じてください。

【基本回答】 改正障害者総合支援法において一部利用者負担を軽減できる仕組みが設けられた。

【質疑】

○平成28年に入院された方のうち多くの方について付き添いが求められた。病院だけで対応できないからと要請される。

29. 医療機関において、聴覚障害者（ろうあ高齢者等）が安心して治療・入院が受けられるよう、府下の各医療機関（民間）に手話通訳者の設置、手話ができる看護師、相談員などが配置できるよう働きかけてください。また、手話研修のための費用を大阪府として補助してください。また、手話通訳者が設置されている医療機関について、リストを作成・公表する等の情報提供を行なってください。

【基本回答】 手話は重要な言葉でありコミュニケーション手段であり、派遣依頼に応じて手話通訳者を派遣している。手話通訳に関する専門的な知識を持った手話通訳者を多数要請できるよう努めてまいりたい。

【質疑】

○病院に入院している聴覚障害者が十分な治療を受けることができず施設に戻ることを余儀なくされる実態がある。

・休日夜間について市町村で対応していただいている。大聴協とも協議しながら、いまの大阪府の派遣の在り方についても検討していきたい。

30. 障害児者へのインフルエンザ予防接種費用を府として補助してください。

【基本回答】 定期予防接種について各市町村で公費負担において実施されている。インフルエンザの予防接種については、B類疾病として65歳以上の高齢者等を対象として実施している。定期予防接種以外は任意接種となっており、本府においても慎重な対応が必要と考えている。定期接種における国の審議状況を注視していくとともに、必要なものについては定期接種化を進めるよう国に要望していきたい。

<障害者福祉施策>

31. 行き場の全くない、重度、最重度の高次脳機能障害者の方を、府として包括的に支援できる事業もしくは体制づくりを早急に整えてください。

【基本回答】 高次脳機能障害のある方への支援については、大阪府障害者医療リハビリテーションセンターを大阪府における支援拠点機関と位置付け、相談支援研修等による人材育成、高次脳機能障害の訓練等を行っている。また、二次医療圏ごとに地域支援ネットワーク構築を進めているところだ。現在、障害者医療リハビリテーションセンターとともに高次脳機能障害の状態像を的確に把握するとともに適切な支援につなげるための支援連携ツールの開発等を行っている。

【質疑】

○実態調査を行ってほしい。支援連携ツールの状況について教えてほしい。

・高次脳機能障害でありながら気づかれていない方等たくさんいらっしゃると思っている。それらの方も含めて適切な支援がいきわたることは重要と考えている。支援ツールについてはどのように

具体的な活用に結び付けていくかについて専門家の方も含めて議論をしているところだ。ツールを活用して大阪府の事業所で実践していただけるよう、完成後は普及・啓発の事業を進めていきたい。○支援普及事業の予算が足りない。現状をどう評価しているのか。

・予算要求をしているが残念ながら現状にとどまっております、関係先にご負担をおかけしている。

○この点について引き続き意見交換の場を持っていただきたい。あらためて申し入れさせていただく。

・了解した。

32. 高次脳機能障害を含む中途障害者に偏りがちな、利用者一割負担を廃止するよう国に要望してください。合わせて府独自の救済策を講じてください。

【基本回答】 利用者負担については、大阪府においてこれまでも国に対してその制度改善を求めてきたところだ。利用者負担の収入認定については、本人と配偶者のみの所得で判断することとなっている。配偶者は民法の規定により連帯責任が規定されており、収入についても合算して算定している。

【質疑】

○配偶者に負担が求められるために利用をあきらめる人もいる。

・利用者負担認定は世帯を対象としている。93.3%の方が負担ゼロとなっている。実態を踏まえ引き続き国に要望をしてまいりたい。

33. グループホーム制度を拡充してください。

①障害者総合支援法の「改正」いかんにかかわらず、軽度障害者が本人等の希望がある限り、グループホームでの暮らしを継続できるようにしてください。

【基本回答】 総合支援法第1条2項において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。基本的人権を有する個人としての尊厳をもとに、他の人々との共生を妨げられない」と規定されており、この法理念に従えば、本人の希望に応じて

サービス提供が行われるものと考えている。

【質疑】

○支援区分2・グループホームで暮らしているが一人暮らしの経験はない。このままグループホームでの暮らしが継続できるか不安。

・複数の団体から要請されているが、国の方から具体的には何も示されていない。

②移動支援や通院介助の回数や時間等、地域によって差が出ています。大阪府として、各市町村のサービス状況調査をしてください。そして、地域によっての格差をなくす為の方策を講じてください。

【基本回答】 障害者総合支援法に基づき市町村地域生活支援事業に位置づけられている。余暇活動等の社会参加活動に規定されるとともに、利用者に応じた柔軟な利用が可能とされている。可能な限り市町村間で相違が生じることのないよう「取り扱いの考え方」を取りまとめたところであり、これからも市町村に適切な対応をお願いしていきたい。

③必要とするグループホームのスプリンクラーや自火報の設備補助をお願いします。必要とするのに、平成30年3月を過ぎてもスプリンクラー設置が出来ないホームへの対策をお願いします。また、国庫補助については、新規施設建設補助と同じ様式となり、補助額の割には提出資料が膨大な事務量が必要です。スプリンクラーについては、新規開設も含め、もっと簡単に補助請求出来るようにしてください。

【基本回答】 スプリンクラーの設置については施設整備補助金の対象となっており、30年4月以降も引き続き補助の対象とするよう国に求めていきたい。

④府営住宅の消防設備については、消防設置及び設備維持費も含めて大阪府の責任で行ってください。

【基本回答】 府営住宅としての消防設備の設置維持点検については法令に基づいて実施することとしている。法改正に対する対応についてはいまだ解決できない問題があることは認識している。

【質疑】

○スプリンクラーの設置責任はどこにあるのか。

・府営住宅予算を使い設置することは困難。消防法上住宅として認められなくなったことが問題の発端だ。関係部局と連携して解決していくべき課題だと認識している。

○府営住宅でのスプリンクラー設置問題については消防関係部局としっかり話し合ってほしい。

・了解した。

⑤消防については、各消防署での対応の差があるので統一させてください。

【基本回答】 障害者施設に対する消防設備につ

いては消防法、消防庁通知において行っている。市町村の判断を共有化しており、今後もその方向で対応させていただきたい。市町村に問い合わせたところ新規開設を認めないということはないとの回答を得ている。

【質疑】

○柔軟な対応をお願いしたい。府営住宅でグループホームを開設している場合、そこにスプリンクラーを設置することは困難だ。

・平成27年4月の消防法令の改正は、長崎市の高齢者グループホームの火災を踏まえ基準を厳しくした経緯がある。大阪府としては安易に基準を軽くすることには問題があると考えている。技術的にすぐに対応できない現状があることも理解している。消防法施行令でスプリンクラーを設置しなくても十分な安全性が担保できる場合は設置を求めないことができることとしており、市町村において個別に判断・対応していただくことが重要であると考えている。府で統一・一括した基準を作るのではなく、市町村で柔軟に対応していただくことがふさわしいと考えている。

・大阪府として府下のグループホームの実態調査を実施したところ、33%のホームがスプリンクラー設置が求められていること、小規模なホームが多いこと、賃貸物件が多いこと、85%のグループホームが夜間対応を行っていること、などの実態が明らかとなり、一律にスプリンクラー設置を求めることの問題について消防庁に申し入れを行った。

⑥サービス管理責任者の必要研修や、重度支援加算で支援者養成講座や喀痰吸引研修が必要とする人がスムーズに行えるよう日程の確保をしてください。

【基本回答】 サービス管理責任者の要件となる研修については、民間研修機関を指定し年3回実施しているところだ。強度行動障害研修については、28年度基礎研修・実践研修の定員の拡大を図ることとしている。喀痰研修については、56研修機関が登録されており、各研修機関において研修が実施されており大阪府ホームページでも公開しているところだ。研修終了要件については30年3月31日までの経過措置が設けられているので、それまでに研修を受けていただきたい

⑦グループホーム利用者の居宅の通院介護について、月2回以上必要な人にも利用できるようにしてください。

【基本回答】 グループホーム利用者の通院等の介護については基本的に日常生活支援の一環として当該事業者が対応することとなるが、対応が困難な場合には通院等介助の利用が認められている。その回数を増やすことについては国に要望していく。

○耳垢取りのために耳鼻科への通院を申請した際、そのようなケアには対応できないといわれた。

・耳垢取りは医療行為であり、個別事案として市に問い合わせる。

・国に月2回の根拠を問い合わせたが、明確な根拠は示されなかった。明確な根拠がないとすれば、あとは市町村の判断で算定できることなので、あらためて国に確認をしたい。各市町村がどのように取り扱っているかについての事例を収集して各市町村に返していくことはできる。

⑧グループホーム開設のための土地購入や建設補助や大幅改修費への大阪府独自の補助制度を行ってください。

【基本回答】 府独自の補助制度は困難だが、社会福祉費施設整備補助金として、2310万円を上限に補助を行っているところだ。

【質疑】

○グループホーム開設にあたっては消防設備などの設備を整備することや人材の確保など様々な課題がある。こうした新たな状況に見合った補助制度を創設してほしい。

・スプリンクラー等非常に大きな負担となることは理解している。国に対して、グループホームは住居であることから柔軟な対応を行うようその要件緩和について要請しているところだ。

⑨グループホームは宿泊が必要で、職員確保が通常以上に大変厳しい実態です。大阪府としてもグループホーム職員確保のための施策を進めてください。重度障害者が生活するために必要な支援を行うための独自の助成制度を設けてください。

【基本回答】 障害者総合支援制度に基づく全国一律制度であり、その改善についてこれまでも国に要望を行ってきた。重度障害者への支援を行う上での重度障害者等加算、夜間支援加算等の一定の改善が行われてきた。今後とも報酬額の改定について国に要望を行っていく。

⑩グループホームで暮らす障害者が通院・入院に際して必要な支援が行えるような職員配置を国に働きかけ、府としても独自の制度を設けてください。

【基本回答】 障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、その改善についてこれまでも国に要望を行ってきた。入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算の算定が可能となった。本府独自の加算は困難だが、国にその改善を求めていきたい。

【質疑】

○国の加算単価は非常に低く、長期入院となれば経営が成り立たない。

・これまで厚労省は通院まで認めていたが、入院は完全に医療の世界にゆだねられることとなっているため、入院時も適切な対応が行われるよう国に働きかけてまいりたい。

⑪高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わず、ホ

ームでの日中支援が必要です。「日中支援加算」については、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算対象となるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

【基本回答】 平成21年4月、利用者が心身の状況により日中の支援が受けられない場合の加算制度が創設された。27年4月改善で、算定対象となる日中活動が拡大された。報酬の改善について引き続き国に要望してまいりたい。

34. 北摂地域に療護介護施設（旧重症心身障害児者施設）の設置に向けて、府として特段の援助（土地提供等）をしてください。

【基本回答】 府内には8カ所の療養介護施設がある。北摂では刀根山病院が療養介護の指定を受けている。大阪府第4次障がい福祉計画に基づき、適切なサービス提供が行えるよう努めてまいりたい。

【質疑】

○重症心身障害者の親として、わが子の将来が本当に心配。安心して預けられる場がほしい。入所機能、ショートステイ機能を備え医師が常駐している施設を作してほしい。土地の提供等協力をしてほしい。実情を把握しているのか。

・主として重症心身障害児者を対象としている療養介護施設は府下6カ所で北摂地域には整備されていない。府域全体で大阪府第4次障がい福祉計画において、市町村が示した数字に基づき整備計画を立てている。府としては土地を提供することは行わない方針だが、建物の整備改修に対する整備補助金や府有施設を手放す際の情報提供等を行っていく。重症心身障害児者への支援の在り方について、2次医療圏域を単位に専門家に同席いただきネットワークを作っていくことに着手した。平成26年度に南河内圏域で、平成27年度に残り5圏域について検討を進めた。

○医療が福祉分野で相当重要な役割を果たすようになってきた。療護施設を北摂に作ることできるよう具体的に相談に乗っていただきたい。

・今後とも継続して相談させていただく。

35. 入所施設を整備してください。

①入所施設の整備・建設をおこなってください。医療的ケアの利用者を受けとめるためのくらしの場を府の責任で整備してください。また、看護師配置が可能となる補助を創設してください。

【基本回答】 施設入所支援については「大阪府第4次障がい福祉計画」に基づき、いっそう強力に地域移行を進めることとしている。地域移行については平成25年度末時点の施設入所者数の14.9%以上764人、入所者数の減少平成25年度末時点の施設入所者数の5.6%以上283人としている。

【質疑】

○グループホームへの移行、地域移行も重要だが、

施設入所支援を必要とする方もたくさん存在する。待機者は1000人以上いると聞いているが、老老介護・老障介護による家族負担は極限まで来ている。ロングショートなど異常な状況が広がっている。定員95名の在る入所施設には150人も待機者がいる。入所定員以上の待機者をすべての入所施設が抱えている現状がある。

・待機者については、すべての入所施設からの情報ではないが平成27年9月現在で860名の方がいらっしゃると認識している。おっしゃる通り1000名を超えて存在しているとしても間違いはないと考えている。

○すぐに入所できる入所施設は近畿圏にない。ぎりぎりまでめんどうを見ていた親がある日突然亡くなった瞬間にたちまち生活維持が困難となる。

・大阪府として吹田市の地域生活支援拠点について見学もさせていただいた。資金的にも「加算」で対応できる問題ではないということがよく分かった。国の要望事項の中にしっかりと組み入れていきたい。

・「障害者地域生活支援拠点」に関して障連協との懇談の機会も設けてまいりたい。

②報酬単価の改善を大阪府として国に要望するとともに、実施されるまでの間、大阪府において独自の支援策を講じてください。

【基本回答】 報酬額や人員配置基準は、全国一律の制度であり、これまでも必要に応じてその改善を国に求めてきた。

【質疑】

○ユニットを単位とした支援を行うことで職員体制が厳しくなっている。何らかの支援をお願いしたい。

③夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の実態に合わせて補助を実施してください。

【基本回答】 報酬の改定については国に対して必要に応じて要望を行ってきた。夜勤体制加算、夜間における強度行動障害の方への支援への加算等、この間一定の改善が行われてきた。今後も必要に応じて報酬額の見直しを国に求めていく。

④重度化・高齢化に対応した設備改善に対して補助を行ってください。

【基本回答】 設備改善に向けた補助については、大規模修繕に対する補助があり、設置者よりご相談いただきたい。

⑤入所施設で暮らす障害者が通院・入院に際して必要な支援が行えるような職員配置を国に働きかけ、府としても独自の制度を設けてください。

【基本回答】 報酬額や人員配置基準は障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、これまでもその改善充実を国に求めてきた。本府独自の制度創設は困難だが、今後とも必要に応じて報酬額の見直しを国に要望してまいりたい。

【質疑】

○重度障害者が施設から入院したが、医師の触診の際に、医師だけでは痛いかどうかもわからないので職員がついて意思疎通の支援を行っている。加算は荷物を運ぶなどの行為を想定しているが、職員がずっとつかないといけない状況には対応できていない。

⑥入所施設で暮らす障害者もガイドヘルパーが利用できるよう市町村に働きかけてください。

【基本回答】 移動支援事業は障害者総合支援法に基づき市町村地域生活支援事業として実施されている。社会生活上必要不可欠な外出等への支援の他、地域の特性等に応じた柔軟な支援を行うこととされており、可能な限り市町村間での違いが生じないように、標準的な運用の考え方について取りまとめお示したところだ。この考え方の扱いはあくまで標準的なものとして示したものであって市町村が最終的に判断することになっている。大阪府として施設入所者についての移動支援の運用状況を調べたところ、36市町村で実施されている。

【質疑】

○入所者の出身（援護の実施者）の違いでガイドヘルパーが使えたり使えなかったりすることで、利用できない入所者がとてもかわいそうなことになっている。外に出て視野を広げ、自身をつけることで地域移行にもつながるかもしれない。

・市町村により格差があることは承知している。運用の考え方については、市町村担当者に内容の確認をお願いしている。市町村として適正なご判断をいただけるよう、今後とも努めてまいりたい。

36. 府立金剛コロニーの機能を拡充してください。

①府立で建設する児童寮について、定員や建設工程のほか、新児童寮の内容や役割等、その内容を明らかにしてください。

【基本回答】 府立の新たな障害児施設の定員等については、「建て替え検討会議」を設けて、継続的に検討を行っているところだ。

【質疑】

○昨年度も同じ回答だったがその後の進捗はどうか。

・昨年度中に一定の方向をお示しできるよう検討を行ってきたが、少し時間がかかっている。本体の再編整備のスケジュールもあり本年の秋の予算要望の時期には一定の方向をお示しできるようにしていきたい。

・基本計画の予算要求が今年度秋であり、この段階で竣工までの大まかなスケジュールが見えてくるものと考えている。

②特別支援学校高等部を卒業する児童の次の進路への移行や自立を支援するための「地域移行担当者」を設置してください。

【基本回答】 地域移行について定期的な調整会議を実施している。

【質疑】

○現場では支援にかかる時間を割いて地域移行への対応をせざるを得ない状況がある。

③本人や家族の意向にもとづき、砂川センターへの移行を円滑にすすめてください。

【基本回答】 利用者の地域生活への意向を基本として、関係機関と調整しながら進めているところだ。

【質疑】

○来年度に金剛コロニーが民営化されるが、その際入所児童をどのように扱うこととしているのか。
・子ども家庭センターも交えて具体的に詰めているところ。「砂川センター」の地域移行がなかなか進まないのが、コロニーから砂川センターへの移行も円滑に進んでいない現状がある。

④入所者が安心して暮らせるよう、「すくよか」の診療体制を充実させてください。

【基本回答】 障害者福祉事業団において、その整備充実が検討されているところだ。

37. 就労継続支援事業における平均工賃の引き上げのためにも、障害者優先調達推進法における2015年度大阪府の実績と今年度の計画を示して下さい。また、府内各自治体についても、取扱いの差が生じないよう府として必要な措置を講じてください。

【基本回答】 平成26年度の実績は、1億5683万3823円となっている。平成27年度については、国による全国調査を受け現在照会中だ。今月中には結果をとりまとめ、大阪府ホームページに公開する予定だ。今年度目標を調達実績額が前年度を上回ることとし、関係先に働きかけてまいりたい。調達方針の策定状況は平成27年度末にすべての市町村が方針を策定した。今年度においてもすべての市町村で策定を予定している。府内市町村への働きかけについては市町村でできるだけ格差が生まれないよう、障害者の就労支援に関するヒヤリングなど機会をとらえて働きかけてきたところだが、今後も働きかけに努める。

【質疑】

○優先調達の実績は伸びているのか。府庁内だけでなく市町村の実績は府として把握しているのか。市町村から出されている困りごとや悩みなどを把握しているか

・毎年度の調達方針を作っており、前年度以上の成果を上げていくこととしている。金額的にも工夫を重ね対応させていただいている。市町村の実績については、照会をかけており、大阪府ホームページに公開している。全国市町村平均600万円に対して大阪府では1287万円となっている。全庁対象の取り組みとなるように担当部局がどのように機能していくべきかについての悩みが多く

だされている。

38. ホームヘルプ制度を拡充してください。

①ヘルパー派遣時の宿泊費や交通費などの利用者負担について、大阪府独自の軽減措置を講じてください。

【基本回答】 宿泊費・交通費についての負担軽減措置は困難だ。

【質疑】

○複数介護の場合など交通費が非常にかさんでしまう。何らかの補助を考えてほしい。

・補助は困難だ。制度外での手法も含め取り得るべき工夫について検討していきたい。

②ヘルパー不足を解消し、ヘルパーとして安心して働き続けられるよう報酬単価の大幅な見直し等を行なってください。特に、家事援助、重度訪問介護の報酬単価を大幅に引き上げてください。また、ヘルパーの報酬単価に、派遣にかかる移動時間の補償など、ヘルパーの処遇改善につながるような報酬上の具体的な措置を講じるように、国に強く働きかけてください。

【基本回答】 福祉介護職員処遇改善加算、福祉介護職員処遇改善特別加算が設けられるとともに、処遇改善加算のさらなる上乘せ評価を行うこととなった。家事援助については実態に応じたきめ細かな報酬算定が行われるよう30分単位から15分単位に変更となった。人員・設備基準の必要な改善を行うための見直し、特に都市部の報酬改善について国に要望している。今後も施設事業所の安定運営のために国に報酬の改善を求めていきたい。

【質疑】

○介護時間が長時間になれば単価が下がっていくことが問題だ。

・国に対してさらに要望していきたい。

③府下各地域で、医療的ケアのできるヘルパー事業所を増やしてください。合わせて「地域ケアシステム」（医療的ケアネットワークシステム）の構築を早急に図ってください。

【基本回答】 社会福祉士及び介護福祉士法に定める5行為が認められている。喀痰吸引を行うために必要な研修を行っている。ヘルパー・事業所の適正な認定・登録に努め、利用者がその情報を得やすくなるよう周知を図っている。

④ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。

ア) 居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、使用を認めてください。また、通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしてはいけない。

【基本回答】 外出への支援は病院等の通院や官公署への外出が対象となっており、入院時については看護師や看護補助者が行うこととなっている。

本府として障害のある患者等のニーズに応じた制度となるようその改善を国に求めている。育児については家事援助における支援対象となる場合があるので市町村に問い合わせいただきたい。病院内の移動については場合により居宅介護の算定対象となることがあるので個別に市町村に問い合わせいただきたい。

イ) 入院にいった場合、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえないような身体的介護は、(医師の要請で) 制度上のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院が間近になっての慣らしの外出や、自宅への一時帰宅についても、制度上のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は、重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供されるようにしてください。

【基本回答】 医療機関内における介護は看護師や看護補助者が行うこととなっている。制度の改善を国に要望している。

ウ) 大掃除(換気扇掃除・クーラー掃除・蛍光灯掃除等) や自治会活動での援助、パソコン入力作業援助などの支援をホームヘルパーの仕事として認めてください。

【基本回答】 大掃除・自治会活動の援助等は、日常的に行われる活動の範囲を超えることであり、家事援助等の対象となっていない。

【質疑】

○日常生活上の必要な作業について支援をしていただきたい。

・市町村にどこまでの家事援助を行っているかの投げかけを行い、事例集のようなものを作成していくことについても検討していく。

⑤健康の維持は、障害者の地域生活にとって根拠を支えるものです。通常時に必要な支援の量より、病気や怪我から回復するため、あるいは、障害のためかかりやすいと思われる病気を日常的に予防するためには、普段より多くの支援が必要です。それらの事情に対応するための市町村への財政支援を行なってください。

ア) 入院するまでもない病気や怪我で、障害者が一時的に自宅で療養しなければならなくなった場合、独居あるいは介護力が小さいものには、治癒までの間、(医師の意見書などをもとに) 居宅支援または重度訪問介護の支給量を増やす措置を講じてください。

イ) 誤嚥性肺炎等、再発しやすい疾病になった場合、必要であれば、予防措置(口腔ケア等) が日常的に行なえるよう介護支給量を確保してください。

ウ) インフルエンザ等の感染症に利用者が罹患した場合、介護事業者が当該利用者に関わる従業者に対し必要十分な感染予防措置がとれるよう、リスクマネジメント加算を行うよう国に働きかけて

ください。

【文書回答】 訪問系サービスに係る支給決定にあたっては、全ての勘案事項に関する利用者一人ひとりの事情を踏まえ、障がい者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう市町村において適切な支給量を決定することとされています。緊急時のヘルパー派遣について、サービス提供責任者が利用者又はその家族等からの要請内容の緊急対応の必要性を判断し、居宅介護計画上に位置付けられていないサービスを利用者又はその家族等から要請を受けて24時間以内に行った場合、緊急時対応加算が算定できます。必要に応じて市町村とご相談のうえ、ご活用をお願いします。インフルエンザ等の感染症については、施設・事業者に対し、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう、設備等の衛生的な管理及び利用者の健康管理に努めるよう指導しているところです。なお、国の報酬体系においてインフルエンザ等感染症予防のための予防接種などに対する加算制度はなく、また、本府として独自の加算を設けることは考えておりません。

⑥ヘルパーの質的向上のために、専門性を高めるような具体的な措置を講じてください。(障害の理解、人権意識、スキルの向上などを保障する研修システムなど)

【基本回答】 大阪府では障害のある方々のニーズに対応した適切なサービスを提供するため研修を実施している。

⑦重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等にも利用できるようにしてください。

【基本回答】 総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険給付の適用関係通知において、障害福祉サービス固有のものとしてのサービスが列挙され、そのサービスについては引き続き障害福祉制度から提供されることとなっている。重度訪問介護の医療機関への派遣対象先の拡大については、総合支援法の三年見直しに際して一部可能となったことから、その扱いについて国の通知等を踏まえ対応していくこととしたい。また、重度訪問介護における外出については、経済活動、通年かつ長期にわたる外出は除外されている。

【質疑】

○重度訪問介護の扱いはどうなるのか。見守り、移動など幅広い領域をフォローしている制度として定着してきている。市町村における扱いに大きな地域差がある。

・国の通知による事業の列挙については例示列挙として受け止めている。

⑧特定行為(経管栄養・痰吸引) が制度化されていますが、基本研修と実地研修を受けた以降、フ

オロアアップ等が実施されていません。ヘルパー事業所にとって、一人2～3万円の研修費用は大きな負担です。研修費用助成、その後の研修の充実等、大阪府の独自施策を講じてください。

【基本回答】 介護職員の喀痰吸引や経管栄養等の医行為についてはその一部を業として行うことが可能となった。研修費用については法令による明確な基準がないことなどから、今後とも介護職員の喀痰吸引が安全かつ適切に行われるよう登録に際して十分事前協議を行いその充実に努めていく。

⑨居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望してください。

【基本回答】 処遇改善加算、処遇改善特別加算が創設されるとともに、さらなる上乘せ評価が行われることとなった。福祉介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保を図ることができるよう、必要な改善を国に要望している。

【質疑】

○3号研修について費用がかかりすぎるために、基本研修の受講生に比して、修了証の対象者数が少ない。

・研修機関は56。前年までは43だった。少しずつ増えてきている。研修費用については詳細な説明が国からされていない状態で、金額については研修機関の任意で定めることができることとなっている。3号研修は1万2千円から12万円と幅がある。

⑩ヘルパーが専門性を高める研修を受けることができるよう、大阪府として研修機会の確保等何らかの手立てを講じてください。

【基本回答】 大阪府では障害のある方々のニーズに対応した適切なサービスを提供するため研修を実施している。

39. 居宅サービスでは補えない障害者の生活全般のサポートや個々の生活に応じた支援をするための個人付きヘルパー（パーソナルアシスタント）制度の創設を検討してください。

【文書回答】 障がい者の地域での生活を支えるためには、個々の障がいの特性や程度、家庭の状況や本人等の意向等を十分に踏まえ、そのニーズに適切に対応できる障がい福祉サービスや地域住民等によるボランティア活動等、様々な社会資源が動員された支援計画が策定され、その計画に基づいたサービス提供が実施される必要があると認識しております。このため、府としては、利用者の意向を十分に尊重した「利用者本位」のサービスが提供されるよう、利用者からの十分な聞き取りの実施、一人ひとりの実情に応じた支給決定、障がい福祉サービス制度の周知等を行うよう、援

護の実施者である市町村に対して働きかけを行っています。

40. 補装具について以下の改善を図ってください。

①補装具・日常生活用具の補助基準を引き上げてください。また、市町村によって給付品目に格差が生じないようにしてください。

【文書回答】 補装具費の種目、購入又は修理に要する基準については、障害者総合支援法により厚生労働省の告示（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第528号）の中で定められています。大阪府としては、引き続き、補装具の種目及び基準価格を改善するよう国に要望してまいります。また、日常生活用具給付等事業は、市町村地域生活支援事業の一つとして位置づけられ、交付基準額や費用負担については、市町村の判断で定めることと規定されています。府としては、市町村に対し、必要な用具が適正な金額で給付されるよう、引き続き働きかけてまいります。

②障害者施策で補そう具の支給を希望する人については、介護保険が優先されないことを国が明確にするよう求めるとともに、市町村自治体を指導してください。

【基本回答】 介護保険制度との適用関係については厚労省通知において、介護保険において貸与される福祉用具については介護保険が優先されることとなっている。ただし介護保険による福祉用具貸与は既製品を対象としているため、一人ひとりの障害の状況に応じたオーダーメイドの用具を必要とする場合にはその限りではないこととして取り扱っている。

③特例補装具費については、基準額外となっている製品・部品等が支給対象となるように柔軟な支給がされるようにしてください。

【基本回答】 引き続き補装具の種目・基準価格の改善を国に求めていく。

【質疑】

○簡易電動車いすについて、標準は容量の小さいバッテリーとなっており、容量の大きいものに積み替えが必要な場合、その分は自己負担となる。

④電動車いすの支給判定は、本人や家族の要望（詳細な生活実態や思いなど）を最大限尊重してください。また、支給判定を、初対面の見知らぬ判定官一人に任せず、OT、PTなどの専門家や本人の生活状況をよく知っている人たちの意見も聞いた上での公平な判定を行ってください。

【基本回答】 厚労省告示で定められている。補装具の種目基準価格の改善を国に求めていく。修理に要する費用については厚労省告示で示され、事務取扱要領に基づき市町村において支給事務が行われている。支給判定の前に一定期間電動車いすの貸し出しが行われており、地域における練習

が可能となっている。

【質疑】

○生活状況をしっかり把握して適切な対応が行われるよう市町村に働きかけていただきたい。

・最新の技術を勘案したものとなるよう国に要望を行っている。16 大都道府県と共同での要望を行っている。また担当レベルにおいては特に技術が進んでいると思われる器具について個別具体的な改善要望を行っている。市町村によって対応が異なることについては、市町村や当事者から相談があった場合に、個別具体の事案に即した相談に応じさせていただいている。

○障害者総合支援法三年後見直しで補装具交付についても見直しの対象とされているが、どのように見直されるのか。

・現在までに具体的な動きがあるわけではないので、引き続き国の動きを注視していきたい。

⑤自由に操作練習ができるシステム（一定期間の機種への貸し出しや車いす教習場（操作練習）を作るなど）をつくり、支給決定は、電動車いすの操作困難者に十分な指導・練習を保障したうえで判定をしてください。電動車いすに係る補装具費の支給についての事務取扱要綱が指摘している電動車いすの操作経験を有さない障害者への操作訓練や使用上の留意事項の周知について、当該障害者に具体的な保障を行う機構・体制の整備を図ってください。

【文書回答】 電動車椅子については、補装具であり、その種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準については、告示（平成 18 年 9 月 29 日付け厚生労働省告示第 528 号）の中で定められています。特に、電動車椅子の支給については、障害者総合支援法第 76 条に基づき「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」が定められており、この要領に基づき、市町村において支給事務が行われています。この要領では、支給にあたっては、身体の状態、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮した上で判断することとされています。また、使用者や歩行者等の安全を確保するため、操作訓練や使用上の留意事項の周知について格段の指導を行うこととなっています。

⑥通院リハビリでの操作訓練ができるように、模擬電動車いすを配備していない病院には、購入費用の補助制度を創設してください。

【文書回答】 リハビリ中で医療を行っている段階では、身体機能が失われている程度が未確定のため、補装具は支給できませんが、リハビリに使用する治療用装具・補装具については医療保険制度で定められています。

⑦支給判定は、障害の特徴を配慮して、なるべく普段のリラックス状態で受けられるような環境にしてください。

【基本回答】 ④と同様

⑧補装具の作成・修理については、部品代だけではなく、人件費や出張旅費、また、運送費やメンテナンス費等も含め、作成や修理にかかる費用すべてを対象にすること。また、購入価格が補助基準よりも高くなった場合、その差額分を補てんする制度・システムを作ってください。

【基本回答】 ④と同様

⑨補装具・日常生活用具について下記のように改めるよう国に求めてください。

ア) 補装具・日常生活用具の J I S 規格、制限列举方式、低額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えるものを支給できるようにしてください。また、住宅環境、職場環境の改善も一体かつ総合的に行えるようにしてください。

イ) 補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」をすべての自治体に一カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ、要望に応えられる体制を確保してください。

【基本回答】 補装具について、さらに使いやすしいものとなるよう引き続き国に要請していく。

4.1. 障害者相談支援制度を拡充してください。

①指定特定等のサービス利用計画作成等にあたって、一般相談支援等と同様に、計画の策定だけでなく日常的な相談支援が必要なケースがほとんどです。確かに、一定の加算等の配慮は行われましたが、現行の制度では日常的な相談支援に十分に対応できる体制を整えることができません。そのため、一般相談支援等の専門職員配置が可能な、相談支援事業の基礎的な制度を改善し、円滑な相談支援が行えるよう制度見直しを行ってください。

【基本回答】 指定相談支援事業所では障害者等からの相談に応じ必要な情報提供・助言、連絡調整等を行う基本相談支援として行っている。市町村相談支援事業は、市町村が直接行うかまたは指定事業所に委託して、すべての市町村で行われているところだ。自立支援協議会ケアマネ部会において、「大阪府相談支援ハンドブック（平成 25 年 3 月作成、平成 26 年 1 月 改訂）」を取りまとめたところだ。質の高いサービスを提供するための特定事業所加算が創設されたところだが、国に対してその効果検証の実施を求めるとともに、基本報酬額の改善、複雑な支援を要する場合の加算を設けるよう国に求めていく。

【質疑】

○事業所の運営が成り立つよう報酬引き上げを国に求めていただきたい。事業所が増えないばかりか撤退するところもではじめている。

・計画相談だけでなく様々な相談を行っていただいていることに頭が下がる思いだ。国に対して報酬の引き上げについて引き続き要望していく。

②地域移行支援の対象枠の拡大にあたり、保護施設・矯正施設等の障害者への対象枠を拡大するにあたって、具体的支援ネットワークの構築や自立援助ホームや自立準備ホーム等の拡充等、地域基盤整備が緊急に求められますが、その対策をどのように進めるのか示してください。また、府単独の地域移行・定着支援の積み重ねを踏まえ、引き続き事業の存続をしてください。

【基本回答】 地域移行については、援護の実施者である市町村、相談支援事業所等関係機関等が連携して進めているところだ。今後も必要に応じて関係機関と連携してまいりたい。基盤整備については、すべてのサービスにおいて支援度合いに見合った報酬の改善が行われるよう、国に要望をしていく。

【質疑】

○現状はどうなっているのか。

・入所施設、精神科病院の両方の地域移行を担当しているが、地域移行支援決定に至るまでの働きかけ等が全く評価されていないことの問題について国に申し上げている。保護施設・矯正施設からの地域移行について平成26年から開始されているものの具体的な事例に乏しく、昨年とりくんだ1件の事例について、その内容等を整理して課題を引き出しているところだ。

③相談支援事業の具体的役割を明確にし、各種協議会等は、行政責任で開催する仕組みとし、その運営のための独自財源措置を講じてください。

【基本回答】 相談支援体制の充実のために、有機的な連携を図ることが重要。平成26年度ケアマネ推進部会において、市町村の相談支援体制について取りまとめ、関係機関の連携方策を提案するなど、先行事例を紹介する等支援をしているところだ。障害者総合支援法に規定される協議会についてはすべての市町村に設置されたが、その運営については市町村において適切に行っていただくべきものと考えている。

【質疑】

○協議会を担っている機関相談支援センターが虐待防止も含めて多岐な業務を担わざるを得ない状況がある。協議会が実質的に機能できるような財源措置を講じていただくことはできないか。

・府内市町村でも力の入れ方に違いがある。府の自立支援協議会で市町村にも集まっていただく機会も設けている。

④他市（市・相談支援事業所）との連携が取りやすい体制を構築できるよう整備を図ってください。また障害児の場合、教育機関との連携が図れるよう周知徹底等十分な配慮を行ってください。

【基本回答】 地域移行や児童福祉施設からの退

所に伴い、利用者の希望を実現するために援護の実施者と異なる支援等が必要な場合も想定される。26年度に改定した相談支援ハンドブックにおいても異なる市町村で支援をした事例を追記した。府内事業所の情報を共有できるようにするため、基幹相談支援を含む相談支援事業所等の一覧については、福祉の手引き、大阪府ホームページに掲載している。障害児支援については、初任者研修の講義において教育委員会・学校との連携の重要性について触れている。

【質疑】

○地域の小中学校との連携について、学校が相談支援事業の存在について十分に認識していない状況がある。担任との連絡・調整・情報共有ができるよう配慮をお願いしたい。ケア会議への参加なども何とか工夫できないか。

○一般相談でも他市での相談窓口が少なく、市をまたいでこられる場合もある。その後どのように当該市にお返ししていったらいいかなど、なかなか困難な状況がある。

○他市の障害者の計画相談はたてられないとの話があるが、施設入所支援など市町村間での調整を図るようにしていただきたい。

・基本的には市の判断によるものであるが、相談支援機関同士の連携が図れるよう努めてまいりたい。

○個別の事例についてご相談させていただきたい。

・了解した

4.2. 「難聴者のための手話教室」は中途失聴者の新たなコミュニケーション獲得の場です。難聴者のための手話教室の予算を増額してください。

【基本回答】 聴覚障害者にとって手話は重要なコミュニケーション手段だ。大阪府として中途失聴者に対する手話講習会を開催しているが、この講習会ではその後の手話サークルへの参加も含めて、中途失聴者の方が手話に触れる最初の機会として役立つよう開催させていただいている。

【質疑】

○年間何回受講できるのか。

・年間16回となっている。いろいろな方に手話に触れていただく機会として拡充していくことが望ましいと考えている。今後の在り方について個別に相談させていただきたい。

4.3. 市町村からの入所相談の中で、単身者のケースが増えてきています。ご本人が医療機関にかけ、病状が重篤な場合は必ず家族・後見人等への説明と確認が必要になります。後見人等の支援が必要な方には市町申し立て等の方法も含めて迅速に対応していただけるよう、市町村に働きかけてください。

【基本回答】 市町村申し立てに関する事項は幅広い分野にまたがっており、そのうち、認知症、知的障害などにより判断能力が十分でない方を対象とする成年後見制度の申し立てについての研修

を行ったところだ。また、市町村地域生活支援事業としての成年後見制度利用支援事業の利用等について通知を行ったところだ。成年後見制度の利用促進について市町村に働きかけてまいりたい。

【質疑】

○病院の入院手続きも後見人がいないと困難だ。市長申し立てを依頼してもなかなか事態が動かない実態がある。一年間放置されている。

・家庭裁判所と話しあう機会があるので、何らかの形で機会を得て手続き処理期間が短縮できないか検討したい。

44. 聴覚障害者が利用できる事業所は地域にはありません。多大な交通費を負担し、遠方のなかまの里やあいらぶ工房の年中活動、短期入所を利用しています。広域利用にならざるを得ない聴覚障害者に対する交通費補助制度の創設、市町村への指導をお願いします。

【基本回答】 本府としての送迎制度を設けることは困難。

【質疑】

○聴覚障害者が通える施設が限られている中、遠方から通ってこられている方がたくさんいらっしゃる。交通費が高いので週に一回しか通えない利用者もいる。聴覚障害者には手話で語り合える場や集団が必要だ。

・深く実情をお聞きして援護の実施者たる市町村において講じることのできる支援策等についても、何らかの手立てを講じることができないか検討を行いたい。課内周知ができていなかったことについてはおわびをする。

45. 聴覚障害を持つ職員等が、府社協や各団体が主催する研修会等に参加できるよう、すべての研修会に手話通訳の配置を行なってください。また、研修の要項（ビラ等）に、「手話通訳あり」と掲載してください。また、他団体が開催する研修にも手話通訳をつけることを指導すると同時に、通訳に係る費用の助成等を検討・支給してください。

【基本回答】 差別解消法においては、合理的配慮を的確に行うための環境整備を図ること等とされている。今後とも同法の趣旨の周知を図って参りたい。意思疎通支援事業についてそのニーズを的確に把握し事業の拡充に努めてまいりたい。

【質疑】

○公的な研修などのすべての講座に手話通訳者を配置していただきたい。

・法の理念の周知を図っていききたい。費用の助成については困難だ。

○府が主催する研修の手話通訳配置の状況について調べていただきたい。

・了解した

○スポンサーを募ったり、受講費用の一部をプールするなどして基金を立ち上げ、酒を通訳配置費用に充てるなどの工夫をしてみてもどうか。

46. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況（市町村への助言件数や具体的相談内容等）について明らかにしてください。市町村における格差が生じないようにしてください。

【基本回答】 指定障がい福祉サービス事業の監査について34市町村に事務を移譲した。市町村への助言について件数は把握していないが、必要に応じて市町村からの相談に応じるなど随時対応をおこなっている。今後とも助言指導については適切に行ってまいりたい。

【質疑】

○市町村で格差が生じている。事業の安定性にかかわるので改善してほしい。社会福祉法改正による指導内容はどうか。

・9市町が残っており手を挙げるところがあれば委譲していくこととしている。できる限り統一されるよう紙ベースで確認をして市町村に周知していきたい。

47. 府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、運営に格差が生じないように、運営に関する独自の上乗せ補助、通所費用への支援や家賃補助等、府としての施策を講じてください。

【文書回答】 大阪府における地域活動支援センターは、平成28年4月1日時点で、55ヶ所設置されています。また、地域活動支援センターは市町村事業であり、上乗せ補助等については、実施主体の市町村独自の判断になると考えています。大阪府としましては、国に対して、小規模な地域活動支援センターを安定的に運営できるよう、十分な財源措置を行うよう要望しているところです。

48. 青年・成人期の障害のある人が気軽に利用できるスポーツセンターや集える場、学校を卒業した障害者の余暇活動を保障する場など、障害児者が豊かな余暇を過ごせる場所やシステムを充実してください。

【基本回答】 交流や余暇活用などの社会参加の機会を提供することは、意義あることと考えている。体力増強等に関する各種リクリエーション活動を各障害者団体に委託して実施している。昨年度より障害者スポーツのすそ野を広げるため体験教室等を実施している。

49. 発達障害への啓発活動等を大阪府として進めてください。大阪府が作成した障害理解ハンドブック「ほんまおおきに」では、発達障害の「特性」について当事者が「苦手」なことだけが列挙されていますが、障害当事者が自らの障害を正しく受け止め周りとの折り合いを図りながら希望をもって生活していくことを励ますような内容にあらためてください。発達障害をもつ当事者が身近に気軽に相談できる場所を設置してください。

【基本回答】 発達障害への啓発活動については、発達障害啓発週間において啓発を行ってきた。医

療機関向けの啓発リーフレット等も作成している。障害理解ハンドブックについては、外見上理解されない障害についての理解を広げるきっかけをあたたえるものとして作成したが、ポジティブな側面に光を充てる等、ご指摘の趣旨は大変大切な視点であると考えてるので、今後の改定も念頭におきながら啓発に努めてまいりたい。

<介護保険制度>

50. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。早急に介護保険の対象となった障害者が、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください

①要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わない措置を講じてください。

【基本回答】 国の適用関係通知の中で、市町村は介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの申請があった場合、具体的な内容や利用意向を聞き取り把握したうえで、適切に判断すべきこととされている。介護保険給付だけでは適切な対応が困難な場合、自立支援給付の支給決定を行うことができることとされていることから、適切に対応するよう市町村に求めているところだ。なお、障害者総合支援法の3年見直しの法改正では、一定の高齢障害者が障害福祉サービスに続き介護保険サービスを利用する場合の軽減措置を講じるものとされた。

【質疑】

○適用関係については様々な問題が現場で起こっており、市町村によっても格差がある。

・適用関係通知の趣旨がしっかりと伝わるよう努力していきたい。

○大阪府の障害者施策と介護保険の適用に関するホームページの記載は10年前のもので内容も古いので早急に最新のものに更新していただきたい。

・了解した。

②当面の措置として、低所得者の利用料負担が障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてください。

【基本回答】 介護保険は高齢者の介護を社会全体で支えることを目的としており、利用料負担については費用に対する意識の涵養、サービス利用する人とそうでない人との公平の観点からご負担をお願いしているところだ。一定の高齢障害者の軽減措置について今後の国の動きについて注視してまいりたい。

③当面の措置として、「骨格提言」でも示されている、介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとするを早急に実現するよう国に求めてください。

【基本回答】 国の適用関係通知の中で、市町村は介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの申請があった場合、具体的な内容や利用意向を聞き取り把握したうえで、適切に判断すべきこととされている。介護保険給付だけでは適切な対応が困難な場合、自立支援給付の支給決定を行うことができることとされていることから、適切に対応するよう市町村に求めているところだ。なお、障害者総合支援法の3年見直しの法改正では、一定の高齢障害者が障害福祉サービスに続き介護保険サービスを利用する場合の軽減措置を講じるものとされた。

④各市町村自治体が独自に判断している自立支援給付と介護保険制度との適用関係について、障害者の生活を破壊するような事態が起こらないように府として対策を講じてください。

【基本回答】 国の適用関係通知の中で、市町村は介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの申請があった場合、具体的な内容や利用意向を聞き取り把握したうえで、適切に判断すべきこととされている。介護保険給付だけでは適切な対応が困難な場合、自立支援給付の支給決定を行うことができることとされていることから、適切に対応するよう市町村に求めているところだ。なお、障害者総合支援法の3年見直しの法改正では、一定の高齢障害者が障害福祉サービスに続き介護保険サービスを利用する場合の軽減措置を講じるものとされた。

⑤視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援1か2と判定されるため、大阪府においては介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助成措置を構じてください。また、障害者のQOLを低下させないように市町村を指導してください。

【基本回答】 介護保険制度は、市町村の要介護認定結果に応じて介護サービスが提供される制度だ。社会全体で支えるために国において、全国一律の制度として策定された制度であるため、大阪府として上乗せ措置を講じることは困難だ。

51. 介護保険の制度内容を拡充してください。

①地域支援事業を実施する場合は、障害者に対しては介護の経験がある有資格者を派遣するようにしてください。

【基本回答】 平成27年4月に施行された改正介護保険では地域支援事業において総合事業が実施されることになった。適切なアセスメントの実施によってケアマネジメントしていくこととなる。新介護予防事業については、市町村が地域の実情に応じて提供することとしており、地域包括支援センターのマネジメントにもとづきサービスを提供することになる。

②ホームヘルパーの派遣時間を少なくとも1回2時間以上に延長できるように国に要望してください。

【基本回答】 訪問介護の時間区分については、利用者のニーズに応じたサービスを効果的に提供する視点から、短時間介護の導入等の改正が行われてきた。これは利用者個々の状況に応じた適切なアセスメントやケアマネジメントに基づき利用者のニーズに応じた必要なサービスを提供するという趣旨の改正だ。適切なアセスメントに基づくケアプランの策定によるサービス提供について市町村を指導する。

③介護保険料の大幅引き下げと利用料の無料化を国に対して強く要望してください。

【基本回答】 介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えることを基本理念としている。利用料負担については、低所得者等への一定の配慮措置が講じられている。利用に係る負担は費用に対する意識の涵養、サービスを利用しない者との公平の観点から講じられている。今後も国において必要な措置が講じられるよう国に要望して参りたい。

④介護保険では身体介護に単位数をとられてしまうため、必要な生活支援を受けられません。それに、いままでつづけてきた社会参加を支援するための移動支援ありません。生活支援や移動支援のヘルパー派遣制度を創設し必要に応じて派遣してください。

【基本回答】 市町村の要介護認定結果に応じてケアプランに基づいたサービスが提供される。要介護認定区分による支給限度基準の制約によって必要なサービスが提供できない場合は障害者支援施策の対象となることとされている。

⑤高齢障害者は障害者基礎年金とわずかな手当のみで暮らす人や働いてきた人も零細企業や自営で働き、貯えもなく、社会保険も脆弱な人が多いです。大半が低所得者を占め、特養や老健施設などは利用料が高すぎて申し込みも出来ない人が多数です。在宅生活が困難になった人が負担を心配しないで申し込めるように府で利用料補助制度を作ってください。

【基本回答】 施設サービス等利用者の居住費等について低所得者への配慮措置として利用負担限度額が設けられている。所得により必要なサービスを受けられない事態が生じないよう必要な措置について国に要望して参りたい。

52. 聴覚障害を持つ高齢者が障害による困難さや支援の特性等を踏まえた適切な認定調査を受けることができるよう、調査員および審査会委員を対象とした研修を行なうよう、大阪府として研修の実施状況を把握し、未実施の市町村に対しては実施するよう働きかけてください。

【基本回答】 要介護認定の実施に当たって、利用者一人ひとりの心身の状況等を踏まえ適切に判定されるよう、認定調査委員、審査会委員に対する研修において、特記事項に記載されている事項の重視性についてお伝えしているところだ。今後とも研修の充実に努めてまいりたい。

【質疑】

○適切な認定を行っていただきたい。

・現状の認定審査においては、その方に特有の介護の時間が設定できるようにはなっていないことは事実だが、特記事項の記載の充実に重要視することで改善を図りたい。

○視覚障害への理解が不十分で、認定調査の内容に非常に不満を持った

・視覚障害も含めそれぞれの障害の特性等についてもしっかりと研修していきたい。

53. 聴覚障害を持つ高齢者への専門的支援（常時手話などで対応できる職員が必要）を行なっている事業所に対して、障害福祉サービスの「視覚・聴覚障害者支援体制加算」と同様の、コミュニケーションに対する加算を国に要望してください。また、障害福祉サービスを参考に、障害を持つ高齢者も含めた、介護保険制度の抜本的な見直しを国に要望してください。

【基本回答】 介護報酬は全国一律の制度であり、大阪府として今後とも必要に応じてその改善を国に働きかけを行っていく。今後とも国の動きを注視してまいりたい。

54. 2017年4月からすべての市町村において完全実施される「総合事業」において、これまで通り、他の市町村から広域的に利用できるよう配慮するとともに、市町村に働きかけてください。

【基本回答】 2017年4月からすべての市町村で総合事業が完全実施されるが、平成30年4月1日以降の事業実施においては対象者が居住する各市町村の指定を受けることで広域的なサービス対応が可能となるものと考えている。

【質疑】

○一人のヘルパーが広域的に派遣される場合、「現行相当サービス」だけではないばらつきができることが懸念される。

・総合事業が始まることにより、今までつかえていたサービスが使えなくなるのではとの懸念が生じていることは承知している。

○広域対応をしていただきたいとお願いしている。

・すぐにできるとお答えすることは困難。

○市町村の準備状況も踏まえて広域的な対応の在り方について引き続き協議をしていただきたい。

・了解した。

<就労・所得保障>

55. 「聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業」の予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、働きかけてください。

【基本回答】 職場におけるコミュニケーション手段にとどまらず、相談へのきめ細やかな対応を行うこの事業の重要性は十分認識しており、これまでも予算の確保に努めてきた。本事業の維持推進に努めてまいりたい。国に対しても本事業を雇用促進の事業に位置づけるよう求めてまいりたい。

【質疑】

○ろうあ者の特性を理解した就労専門の相談員として独自のスキルが必要となっている。その専門性を必要とする仕事を非常勤職員2人で担っている。常勤として採用できるよう財源を確保していただきたい。

○支援プラス手話通訳の活動をしている。仕事量がとても多い。

・現在の予算を維持するのが精いっぱい状況。

○具体的な事業の内容を踏まえて予算要望するとともに国に対しても制度化を求めていただきたい。

56. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす、晴眼者養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に働きかけてください。

【基本回答】 晴眼者対象の養成施設の新設許可については、都道府県知事から厚生労働省に進達することとなっている。その際、認定し定員の増加を承認することが妥当かどうかの知事の意見書を、厚生労働省の認定の可否に際して参考となる書面として添付することとなっている。本府ではこれまでの申請に関しては、視覚障害者の生業としてのあんま鍼灸の営業が、晴眼者との競合が激しくなることによりその維持が困難となること等から、申請内容の審査にあたっては慎重な扱いとされたいとの意見を述べてきた。

【質疑】

○養成施設の状況について承知しているか。

・慎重な取り扱いをお願いしたいとしているのでその後の状況についても把握している。

○あはき法19条の扱いについてどのように考えているか。

・厚生労働省において一定の見解を踏まえ維持していることから、大阪府としてもその趣旨を深く理解したいと考えている。

57. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを厳正に行ってください。

【文書回答】 施術所の開設については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の規定に基づき、施術所の所在地を管轄する保健所に届け出なければならないことから、その際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底しております。また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員が現地へ赴き、調査等を行い、必要に応じ、適切な指導等を行っています。今後とも、関係機関と連携を図り、しっかりと取り組みます。なお、届出義務がない無資格者が行う医業類似行為により府民の健康に被害が

及ぶことがないよう、厚生労働省に対して、施術所の外に施術者の免許資格についての情報をわかりやすく表示する、全国一律の措置を早急に講じるよう要望しております。

58. 柔道整復師による医療保険の「カラ請求」、「水増し請求」、「ふりかえ請求」などの不正請求に関する実態把握に努め、法の遵守を求めてください。また、奈良県橿原市の事例を参考にしながら、大阪府においても市町村が柔道整復師に対して効能の広告をしないよう調査指導できるようにするため、柔道整復、鍼灸、マッサージを取り扱う施術所の開設等の事務権限の移譲について検討してください。

【基本回答】 保険者や患者から寄せられた情報に基づき、大阪府と近畿厚生局により監査を行った結果不正・不当な請求が認定された場合は、種々のペナルティが課せられることとなっている。大阪府においては不正が明らかとなり保険診療の中止措置が課せられた件数は7件と全国最多となっている。施術所数が増加している中、療養費について平成26年度実績を過去最高の21年度と比べると84億円24パーセントの縮減となった。患者に対する啓発も重要であることから「府政だより」などを活用して啓発に努めている。府内保険者と療養費適性化検討会議を設置して国への制度改正要望も行っている。今後とも信頼される保険制度の運用にむけ不正な請求には厳しく対応してまいりたい。また大阪府では、施術所の広告適正化を図るため、広告に対する個別内容の審査を行っている。必要な場合は保険者等が事業所に赴き指導を行っている。大阪府における市町村への事務移譲については、大阪版地方分権推進制度実施要項により、市町村からの申し出により法令の制定・改正を踏まえ、市町村の事務として行うことができる場合には、市町村の同意を得て移譲が可能となる。

【質疑】

○広告の法令順守についてどう考えているか

・「橿原方式」についてあらためて確認をさせていただいたところだが、個別の方式というよりも法令順守の視点から適正な形で是正することが求められているものと考えている。

○柔道整復の受領委任払いについてどう考えているか

・法令順守は当然のことであり、守らない人たちには厳しく対応したい。反社会的勢力であろうがなかろうが厳しく対処してまいりたい。厚生労働省で3月29日、5月13日に検討会が開催された。保険対象の在り方等が検討されている。大阪府としては適性化検討会で検討し報告書として取りまとめ、厚生労働省保健局に届けた上でさらに内容説明を行うなどしてきた。

<住宅・まちづくり・防災>

59. 障害者が安心して入居できる、バリアフリー住宅を計画的に整備してください。

①一般住宅への家賃助成制度を創設してください。

【基本回答】 家賃低廉化については「OSAKA安心住まい推進協議会」において、国の改修費補助の広報を行うとともに、安心賃貸住宅等の環境作りに努めている。

【質疑】

○肢体障害の場合、入居対象となる住宅が限られてしまう。

・どうすれば入居拒否を減らしていくことができるかということについて、家主側のばく然とした不安を解消するための手立てを検討しているところだ。

○住宅パウチャーについてはどのような状況になっているのか

・現在まで動きはない。

②障害者住宅改修費助成を増額してください。また、必要に応じて複数回、助成が受けられることを周知徹底し、市町村が使える対策を講じるように、指導を行ってください。

【基本回答】 重度障害者等住宅改修助成については、市町村に対して費用の一部を補助する仕組みとして実施している。可能な限り多くの方に利用していただくために原則一回としているが、障害の変化等において必要な場合は複数回の改修についても対象としており、そのことについては市町村に対する周知も行っている。

【質疑】

○助成実績はどのようになっているか。

・2015年度実績は、改修件数118件261カ所、一件当たり平均86万円となっている。改修対象となった物件のうち持ち家が84%となっている。この制度をもっと使っていただけるよう周知を図って参りたい。

60. ホーム可動柵の設置を促進してください。

①各鉄道事業者に対してホーム可動柵設置をはたらかせてください。

【文書回答】 既存駅の可動式ホーム柵の設置については、事業者の費用負担が大きいと、大阪府では平成23年度に政令市域を除き、府内の平均的な乗降客数が一日当たり5千人以上の駅を対象に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設し、可動式ホーム柵設置の促進に努めてきたところです。平成27年度からは、より一層の可動式ホーム柵設置促進に向け、政令市域にある駅も対象とするよう補助要綱の一部改正を行い、昨年度は、高槻市内のJR東海道線高槻駅に加えて、大阪市内のJR学研都市線京橋駅の可動式ホーム柵整備に対しても、地元市とともに補助を行いました。今年度は、大阪市内のJR東海道線大阪駅に可動式ホーム柵の整備を地元市とともに補助を行っております。このような中、本年6月16

日に開催された「平成28年度大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場において、事業者に対して、可動式ホーム柵設置の働きかけを行いました。今後とも、可動式ホーム柵の整備補助を事業者が有効に活用できるよう、働きかけを行ってまいります。

②大阪市交通局が計画している御堂筋線等の府下に所在する駅についても大阪府の責任において可動柵の設置をしてください。

【文書回答】 鉄軌道の安全対策は、基本的に事業者が実施しています。大阪市交通局から御堂筋線等の府下に所在する駅について、事業計画に基づく補助申請があれば、「大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助」制度に則って、国、地元市とともに予算に基づき補助を行ってまいります。

③ホーム可動柵について、大阪府が調査を行うと共に障害者をも加えた研究会などの場を設けてください。

【文書回答】 貴団体も委員としてご参画いただいている「大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会」の第9回部会（平成27年12月18日）において、JR西日本が桜島駅、六甲道駅にて実施した昇降式ホーム柵試行運用の結果を、委員の皆さまに報告し、ご意見をお聞きしたところです。貴団体のご意見等については、国、府、市町村、鉄軌道事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等で、事業者へお伝えしてまいります。

④今後、鉄道事業者から可動柵設置計画が提示された場合、大阪府としての方針を示してください。

【文書回答】 大阪府におきましては、「鉄道利用者の安全確保」及び「障がい者や高齢者の移動の円滑化」を図るため、主要な既存鉄道駅の可動柵ホーム柵整備に対して、平成23年度より国、地元市とともに補助を実施しております。鉄軌道事業者から事業計画に基づく補助申請があれば、「大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助」制度に則って、国、地元市とともに予算に基づき補助を行ってまいります。

61. 避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等が適切に整備され、市町村が障害者などの避難行動要援護者へのきめ細かい対応を進めていくことができるよう、大阪府として必要な施策を講じてください。また、福祉避難所を整備するよう市町村に引き続き求めてください。

①避難所には障害者担当の係員や相談員が配置できるようにしてください。

【基本回答】 避難所運営マニュアル作成指針を整備している。その中で、要配慮者対応の相談窓口を開設し専門家等の配置等を行うこととしている。作成指針では一時避難所の福祉避難所の設置、

施設のバリアフリー化、情報提供における配慮すべき事項等、その記載の充実を図っている。

【質疑】

○商業施設の有効活用等について考えられないか。
・ホール等がある施設については有効活用ができるよう市町村に申しあげているところだ。

○マニュアル未策定の市が1市あるがその理由はどういうところにあるのか。

・担当者の人数が少なく手が回らないという状況があるようだ。今年度中に整備ができるようお願いをしているところだ。

○緊急時の具体的な対応が充実するように努めていただきたい。

・避難所運営マニュアルにおいてよりきめ細やかな対応が可能となるよう、細かく設定するようお願いをしている。

②障害者をはじめとする避難行動要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、必要に応じて近隣のホテル等の活用等も図ってください。

【基本回答】 一時避難所における福祉避難室については、市町村において適切な対応が行われるよう市町村に働きかけてまいりたい。福祉避難所については、未整備の市が1市残されている。全市町村において指定を進めていくよう努める。旅館やホテルの有効活用についても関係部局と調整していきたい。

【質疑】

○熊本では点字図書館が福祉避難所として機能した。視覚障害者にとって過ごしやすい空間として機能した。

・熊本で福祉避難所が十分に機能しなかったとの報道などが見られたが、実際に支援に入ったところでは小さくとも機能している福祉避難所を訪ねることができた。その経験をもとに府下の市町村に福祉避難所の整備とその機能が発揮するための留意点等について周知をしていきたい。福祉避難所未整備の1市については、場所を選定しているが民間事業者の理事会の承認が必要でありその手続きが済んでいないことによるものだ。

6.2. 中軽度障害者の交通運賃や有料道路料金の割引についても必要性を認め、対象となるように国に働きかけてください。

【基本回答】 公共交通機関における障害者の割引制度は、通学・通勤・通院等の日常生活を送られるうえで公共交通機関の利用は欠かせないことから、障害者の社会参加にとって重要な制度と考えている。第一種身体・知的障害者と第二種身体・知的障害者の割引内容は異なっている。大阪府として各交通事業者に制度の拡充について求めてきたところであり、国に対しても要望を重ねている。

【質疑】

○軽度障害者は年金額が低く、重度障害者医療費の対象にもならない反面、一人での外出が困難な人もたくさんいる。交通費がかさむことでさらに社会参加を困難にしている。

・引き続き国に要望していきたい。

<参政権保障>

6.3. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対するガイドヘルプを選挙管理委員会の責任で行ってください。

【基本回答】 視覚障害者の選挙権行使について、音声テープの広報、点字記載冊子の作成をしている。投票所での支援として点字による名簿の提供、点字器の完備を行っている。移動が困難な方への支援については、郵便投票を視覚障害者にも拡大（点字投票含む）するよう国に求めている。

【質疑】

○郵便点字投票について国に要望いただいていることはありがたいが、すぐに実現することは困難。当面ガイドヘルパー派遣で対応することが必要だ。

・内容について勉強させていただき、あらためて返事をさせていただく。

○滋賀県東近江市では移動困難な高齢者へのタクシーでの投票所への送迎制度が創設されたと聞くが。

・どういう事例かについて確認させていただく。

6.4. 投票所における障害者への適切な支援を保障するため、選挙管理委員に対する障害理解の研修を行ってください。知的障害や発達障害を持つ当事者が投票に出向く際の不安を解消するため、投票の手順についてわかりやすく解説したパンフレット等を作成してください。

【基本回答】 投票所における障害者の方への適切な支援を保障するため、選挙管理委員会において障害者支援に関する事項を取り決め、その事項を着実に実施しているところだ。投票の仕方等の理解を深めていただくために、投票のしくみをわかりやすく解説したパンフレットを作成している。府内支援学校を含め小6・中3時にはこのパンフレットを配布し授業に活用していただいている。啓発事業の場などでも当該パンフレットを配布している。投票所においても障害者の方が不安なく投票できるよう案内等の改善に努めている。

【質疑】

○選挙に行くまでがとても不安。選挙公報も障害者にとってはとても難しいものとなっている。

・出前講座も行っている。

○民間での取組にも派遣していただくことは可能か。

・委員会の体制等条件が合えば可能。

以上